

CLAIR REPORT No. 415

米国警察におけるソーシャルメディアと 装着用小型カメラの活用事例

Clair Report No.415 (Apr 28, 2015)
(一財)自治体国際化協会 ニューヨーク事務所



一般財団法人

自治体国際化協会

「CLAIR REPORT」の発刊について

当協会では、調査事業の一環として、海外各地域の地方行財政事情、開発事例等、様々な領域にわたる海外の情報を分野別にまとめた調査誌「CLAIR REPORT」シリーズを刊行しております。

このシリーズは、地方自治行政の参考に資するため、関係の方々に地方行財政に係わる様々な海外の情報を紹介することを目的としております。

内容につきましては、今後とも一層の改善を重ねてまいりたいと存じますので、御叱責を賜れば幸いに存じます。

本誌からの無断転載はご遠慮ください。

問い合わせ先

〒102-0083 東京都千代田区麴町 1-7 相互半蔵門ビル

(一財)自治体国際化協会 総務部 企画調査課

TEL: 03-5213-1722

FAX: 03-5213-1741

E-Mail: webmaster@clair.or.jp

はじめに

このレポートは、米国の警察において、近時、特に重要なテーマとして取り上げられている二つの話題に焦点を当て、まとめたものである。

一つは、ボストンマラソン爆弾テロ事件の被疑者早期逮捕において、ツイッター（Twitter）に代表されるソーシャルメディアが重要な役割を果たしたことに着目したものである。もう一つは、ニューヨーク市警（NYPD）が、業務執行における適法性を担保するための業務改善の一環として、装着用小型カメラ（ボディカメラ）の試験的運用を検討していることに着目して、全体像をまとめたものである。

折しも不幸なことに、ニューヨークのスタテン島でエリック・ガーナー事件（NYPD警察官による黒人男性首絞め事案）が起きてしまった。この事件は、結果的にニューヨーク市の取組みに拍車をかけることになった。驚くべきことは、筆者は、このボディカメラの存在を事件発生前から知っており、事件後、NYPD がいずれ近いうちにこのカメラを試験採用することになるだろうと推測していたことである。事態はまさに、筆者の言うとおりになった訳である。

このレポートが、筆者が願うように、日本の警察や地方自治体の参考になり、その結果、世界に誇るべき日本の治安の更なる向上に資することになれば、これほど幸いなことはない。

なお、今回のレポート作成にあたり、NYPD の皆様やボストン市警の皆様から多大なるご協力をいただいた。あらためて米国当局の皆様から心から感謝を申し上げる次第である。

自治体国際化協会ニューヨーク事務所長
立田 康雄

目次

はじめに	1
概要	5
第1章 ソーシャルメディア	
第1節 米国警察におけるソーシャルメディアの利用実態	
1 IACPによるアンケート	6
2 米国における警察組織の特色	6
3 利用されているソーシャルメディアの種類	8
4 利用目的	8
5 作業時間	10
6 運用基準	11
7 活動単位ごとの有用性	11
8 利用開始時期	12
第2節 市民との交流を目的としたソーシャルメディアの活用事例	
1 バージニア州リッチモンド市警察における事例	
(1) 警察に向けられたソーシャルメディアの刃	14
(2) リッチモンド市警察における YouTube の活用方法	15
2 ニューヨーク市警察の失敗事例	
(1) Twitter を活用した NYPD の広報戦略	16
(2) 炎上騒ぎに発展	17
(3) トップの対応	17
第3節 事件捜査におけるソーシャルメディアの活用事例～ボストンマラソン爆弾テロ事件より	
1 ボストンマラソン爆弾テロ事件	18
2 4月15日(月)～事件発生当日	
(1) ボストン市警の Twitter における第一報	19
(2) FBI における情報発信	20
3 4月16日(火)～事件発生翌日	22
4 4月17日(水)～事件発生2日後	22
5 4月18日(木)～事件発生3日後	
(1) FBI による被疑者画像(映像)の公開	23
(2) 車両強盗事件の発生と被疑者の追跡	24
6 4月19日(金)～事件発生4日後	

(1) 被疑者1名は未だ逃走中	24
(2) 逃走中の被疑者の氏名等を公表	25
(3) 逃走車両に関する情報発信	25
(4) 不適切な投稿に対する自制の呼びかけ	26
7 逃走中の被疑者を逮捕	27
8 爆発的に増えたフォロワーの数	27

第2章 装着用小型カメラ (Body-Worn-Camera)

第1節 米国警察における装着用小型カメラの広がり

1 連邦政府による装着用小型カメラの購入計画	28
2 フェーガソン黒人青年射殺事案	28
3 NYPD 警察官による黒人男性首絞め事案	29
4 二つの事案を受けて	30

第2節 装着用小型カメラがもたらす効果～リアルト市警察の試験運用より

1 リアルト市警察	31
2 装着用小型カメラの試験運用方針	
(1) 試験運用の目的と具体的な調査項目	31
(2) 試験運用におけるチーム分け	32
(3) 使用された装着用小型カメラの特長	33
3 驚くべき試験運用の結果	
(1) 抽出した三つの件数	34
(2) 総合結果	34
(3) 有形力行使の件数に係る考察	35
(4) 苦情の件数に係る考察	36
(5) 接触件数に係る考察	37
(6) 映像の検証により判明した潜在効果	37
4 フェーラー氏の提言	38

第3節 NYPD における装着用小型カメラの試験運用

1 試験運用に至る経緯	
(1) 連邦地裁による業務改善命令	39
(2) デブラシオ新市長の誕生	39
2 試験運用の具体的方針	
(1) 試験運用の時期と実施部署	40
(2) 撮影の基準	40

3 装着用小型カメラの仕様と映像の保管要領	
(1) 採用された2社の装着用小型カメラ	41
(2) 装着用小型カメラの仕様	41
(3) 撮影された映像の保守管理	42
4 試験運用の行く末	43

第3章 ソーシャルメディア及び装着用小型カメラに対する考察

第1節 警察活動におけるソーシャルメディアの利点と問題点

1 ソーシャルメディアの利点	
(1) 伝達力	44
(2) 拡散力	44
(3) 双方向性	45
2 ソーシャルメディアの問題点	
(1) 情報の不正確性	46
(2) 匿名性	46
(3) 荒らし行為	47
(4) 非利用者の存在	47

第2節 装着用小型カメラの導入に立ちはだかる二つの壁

1 資金の調達	48
2 プライバシーへの影響	49

第3節 結びに代えて

1 テーマについて	50
2 日米間における価値観の違い	51
3 NYPD等への謝意	51
4 結語	52

【参考文献】

【参考ウェブサイト】

概要

警察の存在意義は、国民の生命、身体、財産を守ることであり、その使命を果たすために、警察は、犯罪の予防及び捜査、被疑者の検挙、交通の取締りといった各種活動に従事している¹。

この崇高な目的を果たすためには、警察は、常に最新の技術を取り入れ、変化し続けていく必要がある。なぜなら、警察が世の変化に後れを取っては、犯罪の多様化に順応することができず、結果として、与えられた使命を果たすことが困難となるからだ。このことは、米国の警察においても何ら変わることはない。

筆者が2年間の米国勤務を通じて感じたことの一つに、米国の警察は、日本と比べて積極的にIT（情報技術：Information Technology）を導入し、日々の業務に活用しているという点がある。

本稿では、そうした米国警察で活用されているITのうち、文化や価値観の違いに左右されることなく、日本の警察でも有益だと感じた二つのテーマに絞った。また、読んで下さった方が少しでもイメージしやすいように、事例紹介を中心とするよう心がけた。

第1章では、ソーシャルメディアを取り上げる。前半は、国際的な警察機関の一つであるIACPが2014年秋に実施したアンケート結果を元に、米国警察におけるソーシャルメディアの利用実態を俯瞰する。後半は、Facebook、Twitter、YouTubeといった、日本でも馴染みの深いソーシャルメディアについて、その具体的な活用及び失敗事例を紹介する。

第2章では、米国の警察で急速に広まりつつある装着用小型カメラ（Body-Worn-Camera）について紹介する。筆者が赴任した2013年4月時点では、警察官が小型カメラを装着するといった話題はあまり聞こえてこなかった。しかしながら、その後に出されたNYPDによる人種差別をめぐる訴訟の判決や、白人警察官が黒人被疑者を死亡させる事案が連続発生したことを受けて、今、米国では、警察官の小型カメラ装着に大きな注目が集まっている。

第3章では、本稿のまとめとして、警察活動におけるソーシャルメディア及び装着用小型カメラの長短などを考察する。

また、結びに代えて、筆者が米国勤務を通じて感じた日米間の違いなどについても簡単に触れることとした。

¹ 警察法2条1項

第1章 ソーシャルメディア

第1節 米国警察におけるソーシャルメディアの利用実態

1 IACPによるアンケート

米国の警察では、日本と比べてソーシャルメディアが広く利用されている。

具体的な数字については、国際警察長協会（International Association of Chiefs of Police、以下「IACP」という。）が2014年秋に実施したアンケート（以下「本アンケート」という。）の結果²を参考としたい。

IACPでは2010年以降、全米の警察組織におけるソーシャルメディアの利用実態について、年1回のアンケートを実施している。本アンケートには46の州にまたがる合計600の警察組織が参加した。その結果、約95%の組織が「何らかの形でソーシャルメディアを活用している」と回答している。

本アンケート結果の中身に入る前に、実施機関であるIACPについて簡単に述べておく。IACPは、州警察、郡警察、市警察というように、警察組織が幾つもの単位に分かれている米国において、組織間の質的不均衡を是正するべく1893年に設立されたNGO団体である。

その後、米国外からの会員が増加するにすぎない、研修やセミナーの開催を通じた警察官同士の国際ネットワーキングの場としても発展を遂げ、1974年には、国際連合の公式諮問機関に認定されている³。

2014年11月末現在、IACPの会員数は2万2,000人を超え、その国籍も100か国以上にまたがっている⁴。

2 米国における警察組織の特色

上記1でも述べたように、米国には、州・郡・市といった自治体毎に警察組織があるほか、特定の交通機関や大学を専門とする警察など、その組織単位が細かく分かれている。そのため、一組織当たりの警察官の人数は、都道府県単位で構成されている日本と比べると圧倒的に少ない。

次頁の図1は、本アンケートに参加した警察組織における常勤職員の人数を表したものである。人数が100人に満たない組織が約76%を占めており、1,000人以上の常勤職員を抱える組織は、わずか2.3%に過ぎないことが分かる。

図2は、本アンケートに参加した警察組織における管轄区域内の人口を表したもの

² IACP CENTER FOR SOCIAL MEDIA, “2014 Survey Results”
<http://www.iacpsocialmedia.org/Resources/Publications/2014SurveyResults.aspx>（最終アクセス日2015年2月20日。以下同じ。）

³ United Nations, “UN POLICE COMMUNITY”
<http://www.un.org/en/peacekeeping/sites/police/community.shtml>
平成元年版 警察白書「第2章 犯罪情勢と捜査活動」

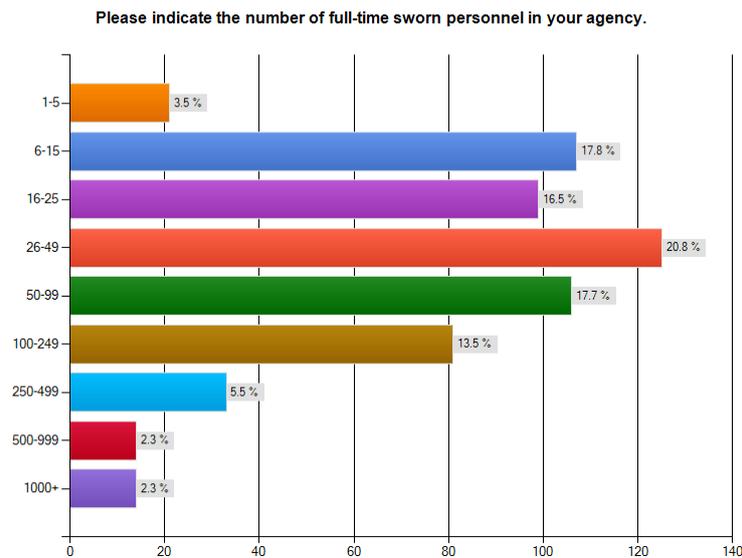
<http://www.npa.go.jp/hakusyo/h01/h010200.html>

⁴ IACP, “IACP Names Justin T. Mahalik as Trooper of the Year”
<http://www.theiacp.org/ViewResult?SearchID=1059>

である。人口1万人から5万人を抱える組織が半数弱（43.3%）を占めているが、この数字を東京都内の警察署に置き換えると、山手線の内側を管轄している警察署の人口に近接している⁵。

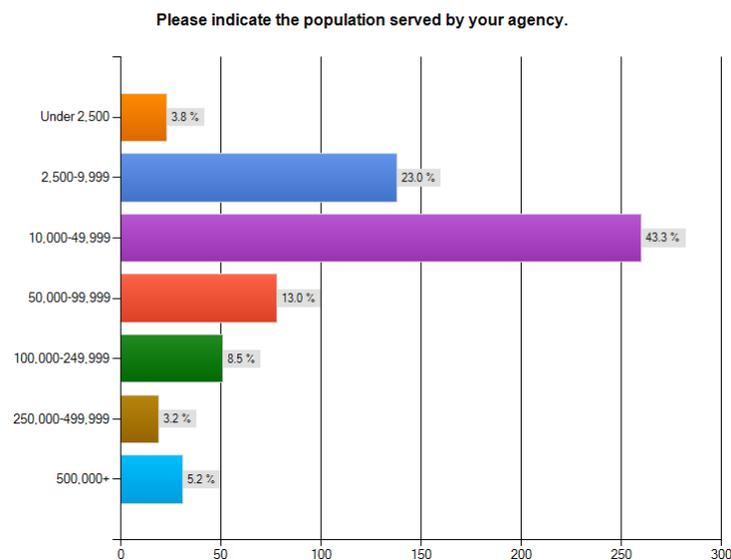
本アンケートの結果をひも解く上では、こうした米国警察の組織的特徴を踏まえておく必要がある。

図1 アンケートに参加した警察組織における常勤職員の人数



出典：INTERNATIONAL ASSOCIATION OF CHIEFS OF POLICE, “2014 SOCIAL MEDIA SURVEY RESULTS”より。以下本節において同じ。

図2 アンケートに参加した警察組織における管轄区域内の人口



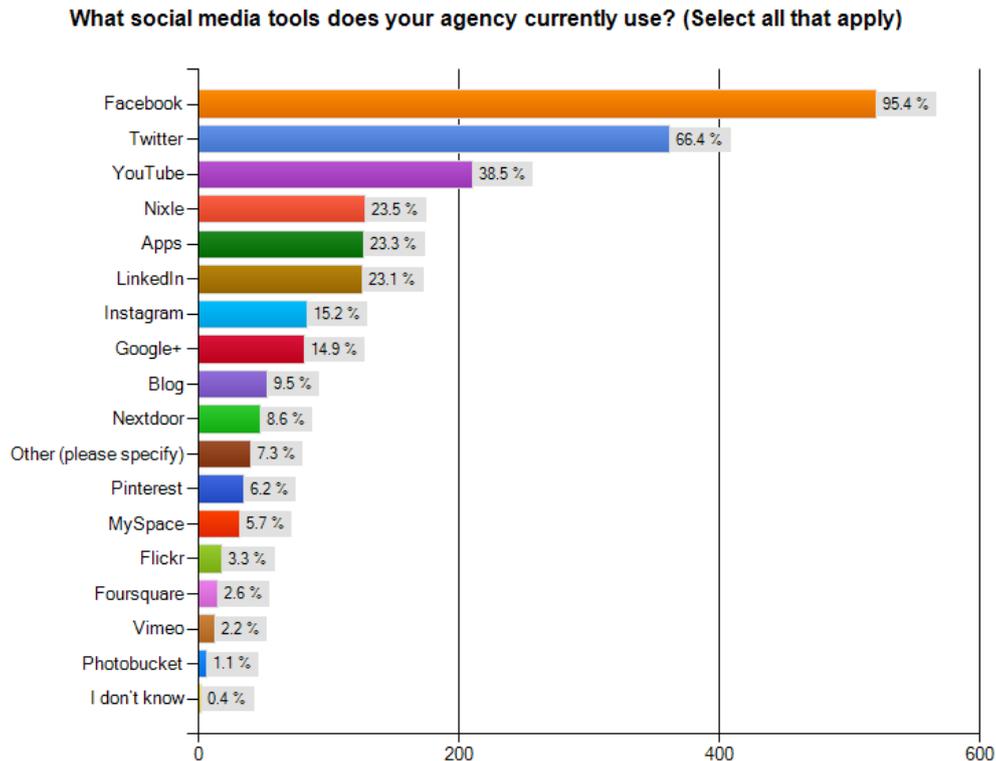
⁵ 警視庁「警視庁の統計（平成25年）」

<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/toukei/bunsho/toukei25/pdf/kt25d001.pdf>

3 利用されているソーシャルメディアの種類

図3は、本アンケートに参加した警察組織が実際に利用しているソーシャルメディアの種類を表したものである。

図3 利用されているソーシャルメディアの種類



上位3つには、Facebook、Twitter、YouTubeといった日本でもおなじみのソーシャルメディアが並んでいる。特にFacebookについては、95.4%の組織で利用されており、米国警察におけるソーシャルメディアの代表格と言える。

4 利用目的

図4は、ソーシャルメディアの利用目的について調査したものである。

犯罪捜査（82.3%）、犯罪情報の発信（78.9%）、地域住民との交流（77.8%）という項目が上位に来ているが、その他の項目を見ても内容はほぼ似通っている。つまり、ソーシャルメディアの利用目的は「犯罪の捜査」と「住民への情報発信」の2大カテゴリーに集約されると言えよう。

また図5は、犯罪捜査におけるソーシャルメディアの利用方法について調査したものである。被疑者の経歴及び活動に関する捜査（87.1%）が最も多く、防犯カメラの映像等を掲載して住民に情報提供を呼びかける捜査（67.7%）が、これに続いている。

図4 ソーシャルメディアの利用目的

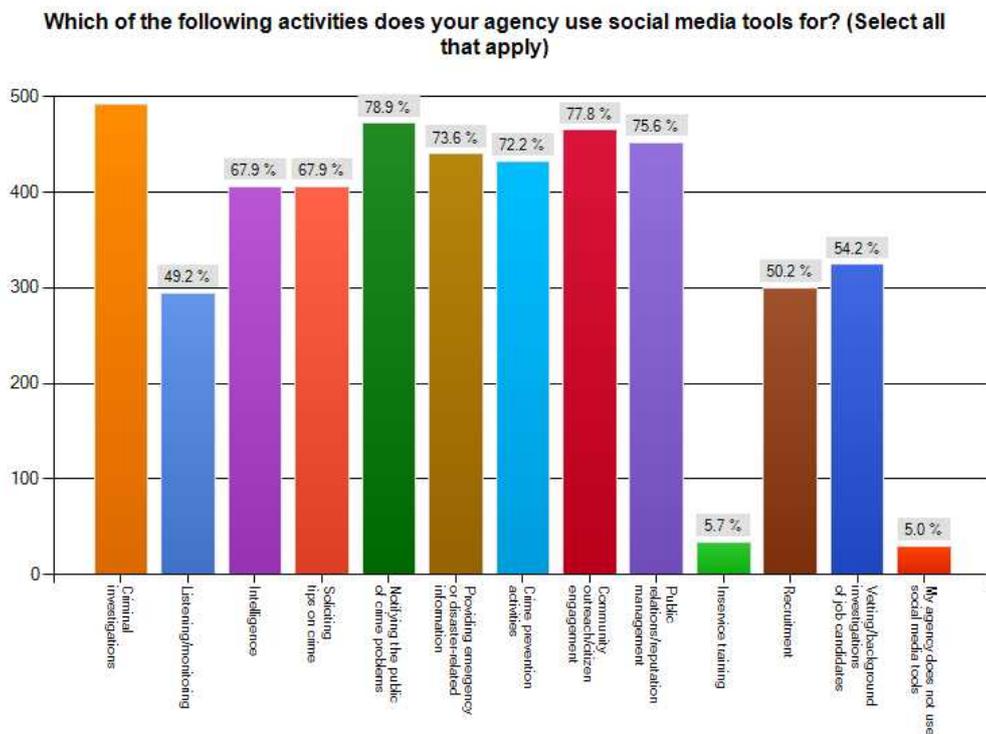
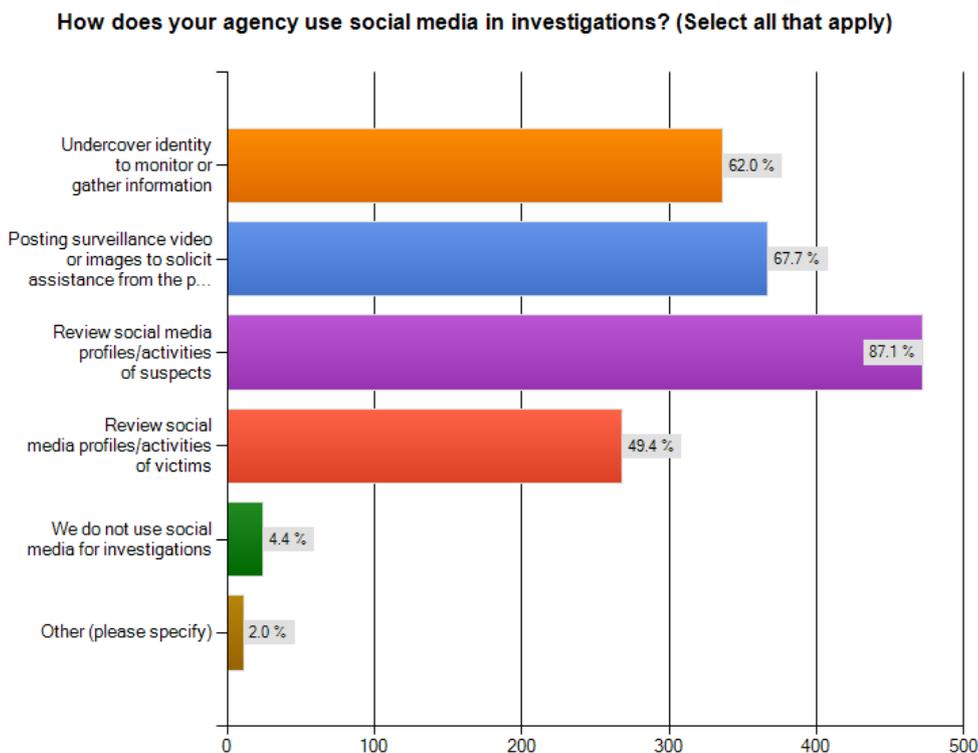


図5 犯罪捜査におけるソーシャルメディアの利用方法



5 作業時間

図6及び図7は、ソーシャルメディアに費やす1週間当たりの作業時間を、犯罪捜査(図6)と情報発信(図7)に分類した上で、それぞれ調査した結果である。

どちらも、5時間以下という回答が半数以上を占めており、ソーシャルメディアの作業に費やされている時間は、さほど長くないことが分かる。

図6 犯罪捜査における1週間当たりの作業時間

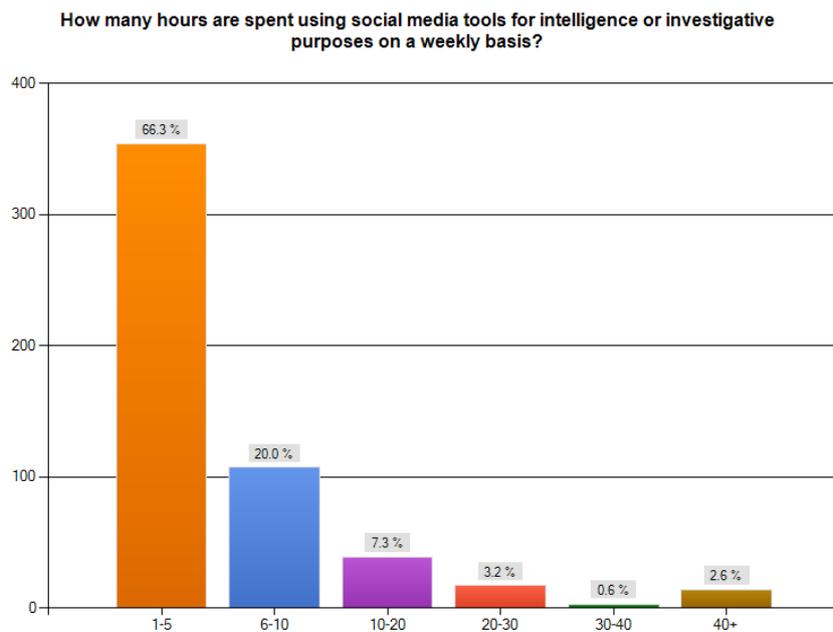
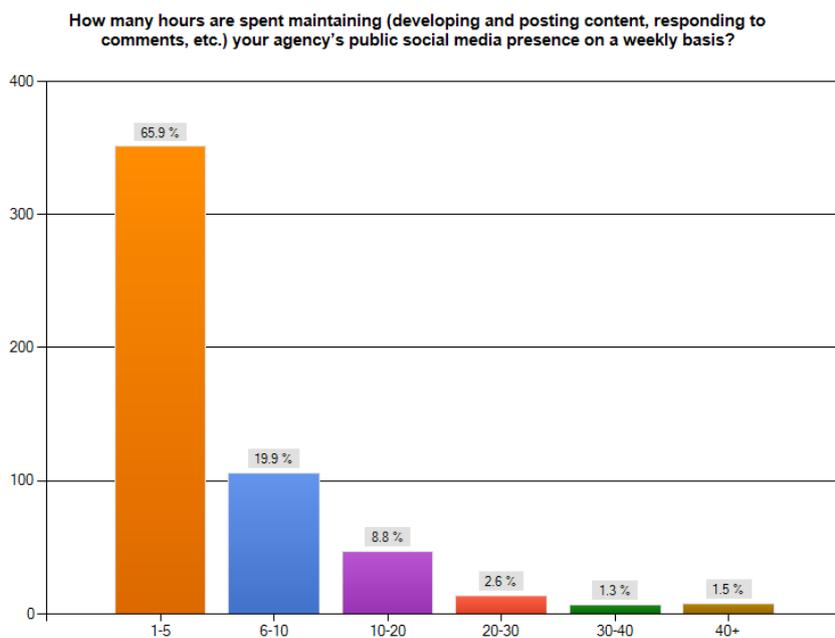


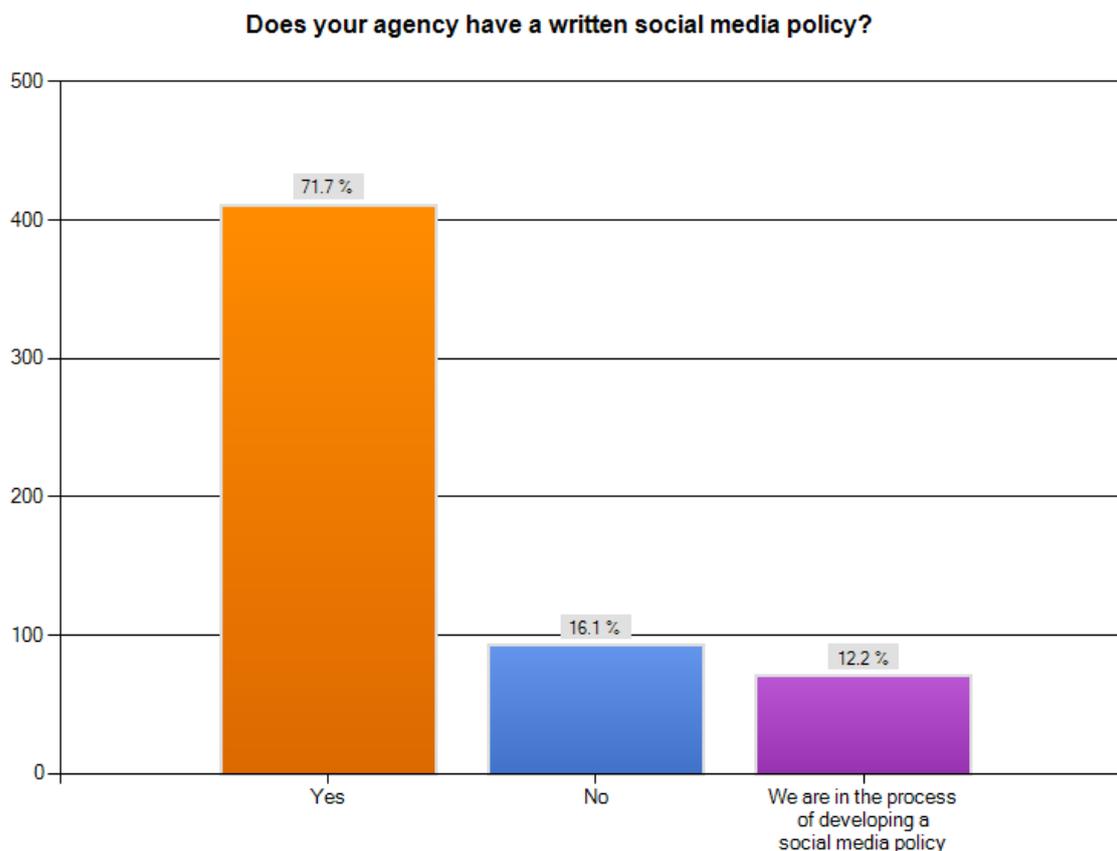
図7 情報発信における1週間当たりの作業時間



6 運用基準

図8は、ソーシャルメディアの利用に関する組織上の方針（運用基準）の有無について調査した結果である。7割以上の組織が「設けている」と回答している。これに「制定に向けて手続中」と回答した組織（12.2%）を加えると、8割以上の組織が運用基準の必要性を認識していることが分かる。

図8 ソーシャルメディアの利用に関して運用基準を設けている組織



7 活動単位ごとの有用性

図9は、活動単位ごとの有用性について調査した結果である。

広報活動、緊急・災害情報の発信、地域住民との交流といった、いわゆる「住民への情報発信」を基幹とする活動では、「とても有効」（緑色のグラフ）と回答した組織が他を大きく上回っているのが分かる。

一方で「犯罪捜査」、「犯罪抑止活動」については、「住民への情報発信」と比べると「とても有効」の割合が少なくなっており、その代わりに「どちらかと言えば有効」（紫色のグラフ）と回答した組織の割合が大きいことが分かる。

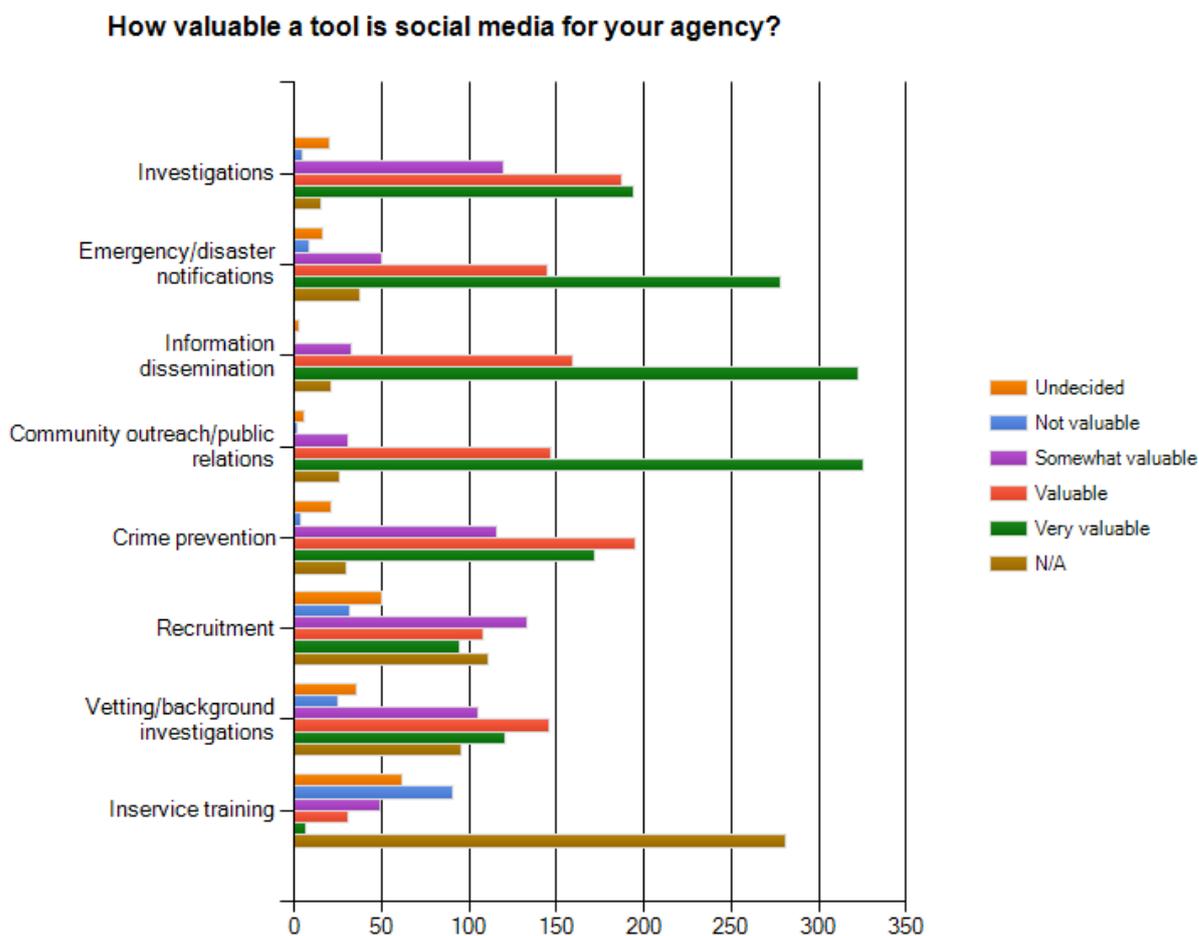
「犯罪捜査」については、前記4で述べたとおり、ソーシャルメディアの利用目的の中で最も回答数が多かった活動である。にもかかわらず、「とても有効」と回答し

ている組織の割合が他の活動に比べて低いことからすれば、期待したほどの成果は得られていないと感じている組織が多いとも読み取れる。

とはいえ、捜査活動においてソーシャルメディアが「有用でない」（青色のグラフ）と回答している組織はごくわずかであり、また一番下の部内研修（Inservice training）を除けば、全ての活動で「どちらかと言えば有効」よりも上位の回答が半数以上を占めている。

以上のことからすれば、本アンケートに参加した警察組織は、その活動のほとんどにおいて、ソーシャルメディアの有用性を一定以上感じていると結論づけることができる。

図9 活動単位ごとにおけるソーシャルメディアの有用性



8 利用開始時期

最後に少し視点を変えて、本アンケートに参加した警察組織がいつ頃からソーシャルメディアを利用するようになったのか、という点について触れておきたい。

図10は、ソーシャルメディアの利用を開始した年に係る調査結果である。

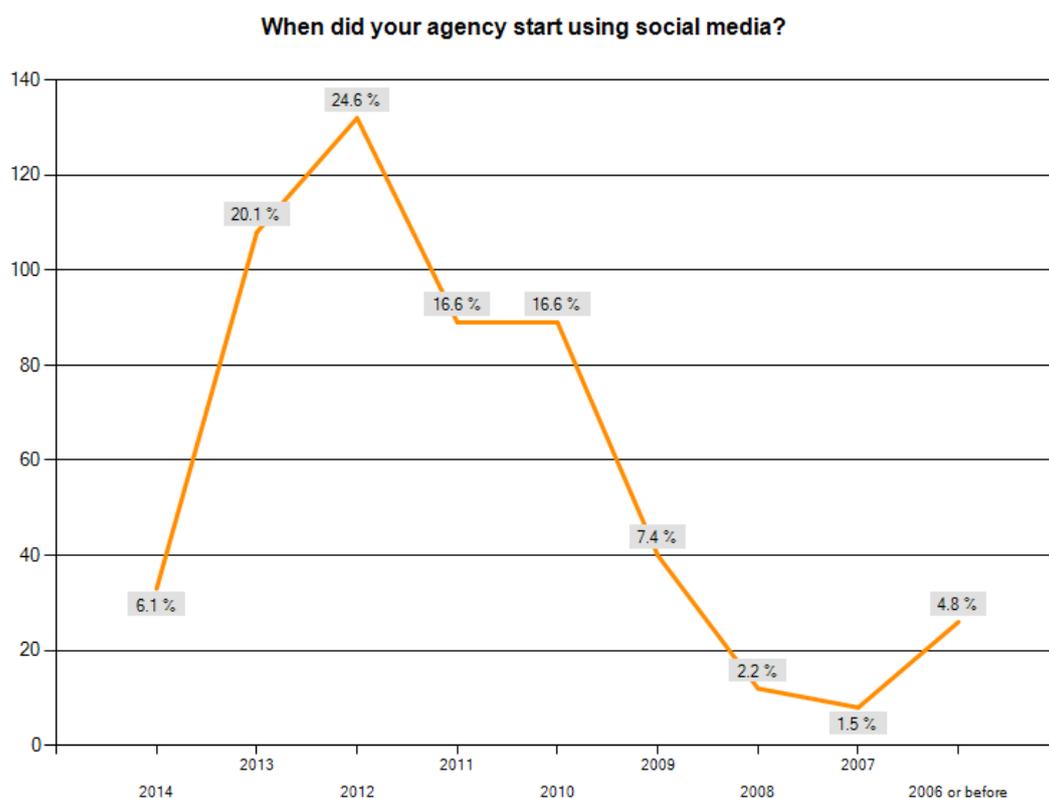
この図のとおり、米国警察では2006年頃からソーシャルメディアが浸透し始め、

特に 2010 年から 2013 年の 4 年間で、本アンケートに参加した警察組織の 77.9% がソーシャルメディアの利用開始に踏み切っている。また、2014 年の新規参加が前年の 20.1% から 6.1% に大きく下落していることは、米国警察におけるソーシャルメディアの利用が、既に黎明期から次のステージに移っていることを表している。

なお、この 2006 年という年は、米国警察で利用されているソーシャルメディアのトップ 3（前記 3 参照）に当たる Facebook（2006 年一般公開）、Twitter（2006 年サービス開始）、YouTube（2005 年サービス開始）が、それぞれ国内外で広く認知され始めた時期と一致している。つまり、本アンケートに参加した警察組織の多くが、ソーシャルメディアが一般社会の中で広がり始めたのとはほぼ時期を同じくして、その導入に踏み切っていることが分かる。

このことは、新しい技術を迅速かつ積極的に取り入れる米国警察の特徴を良く表している。

図 10 ソーシャルメディアの利用開始年



第 2 節 市民との交流を目的としたソーシャルメディアの活用事例

第 1 節では、IACP が行ったアンケート結果に基づいて、米国警察におけるソーシャルメディアの利用実態を俯瞰した。本節では、米国警察における市民との交流を目的としたソーシャルメディアの活用事例について紹介する。

1 バージニア州リッチモンド市警察における事例

(1) 警察に向けられたソーシャルメディアの刃

リッチモンド市警察における活用事例の紹介に先立ち、同警察がソーシャルメディアによって不名誉な注目を浴びた事例を紹介する。

2013年3月のある土曜日、人口約21万人⁶のバージニア州リッチモンド市において大規模な催し物が行われた。報道によれば、会場となった繁華街には当時3万人近い参加者が集まっていたという。

お祭り騒ぎということもあり、酒に酔って暴れるなどした群衆5名が、当日警備に従事していたリッチモンド市警察によって逮捕された。

ここまではどこにでもありそうな話であるが、たまたま逮捕現場の近くにいた人が、その時の様子を撮影して動画投稿サイト「YouTube」にアップしたことで事態が予期せぬ方向へ発展した。動画を見た人々の間で、逮捕の際の警察官の行為が過剰ではないかという議論が巻き起こったのである。

8分間にわたる動画⁷には、酒に酔った青年が、他の被疑者を逮捕した警察官に悪態をつこうとし、それを制止しようとした別の警察官との間で押し問答となり、最後は警察官に組み伏せられて逮捕される様子が克明に録画されている。

本稿では、動画に映っている警察官の職務執行が適切であったかどうかは論じない。ここで押さえておきたいのは、今の時代、誰もがこうした映像を片手で録画し、その数時間（分）後には世界中に発信することができるという点である。そして、もし撮影者が警察に対して悪意を持つ者であれば、撮影した動画を警察側の都合の悪いように編集して配信することも考えられる。

このような話は、リッチモンド市警察に限られるものではない。ソーシャルメディアの刃が警察に向けられる事例は、今後もますます増えて行くと思われる。



YouTube に投稿された動画の一部

⁶ United States Census Bureau, “State & County QuickFacts”
<http://quickfacts.census.gov/qfd/states/51/5167000.html>

⁷ YouTube, “Shamrock The Block 2013 Original Drunk Fights cops”, Mar.17,2013
http://www.youtube.com/watch?v=ARUcC8L8Q84&oref=http%3A%2F%2Fwww.youtube.com%2Fwatch%3Fv%3DARUcC8L8Q84&has_verified=1

(2) リッチモンド市警察における YouTube の活用方法

このように、YouTube によって不本意な脚光を浴びてしまったリッチモンド市警察であるが、同警察では先の動画が投稿される以前から、市民への情報発信の手段として YouTube を大いに活用してきた。その一つに「Officer of the Month」がある。

この取組を一言で表すと、動画等を用いた現役警察官の紹介である。同警察は、警察官約 750 名、一般職員約 170 名⁸という、米国の自治体警察の中では比較的大きい組織である。この組織の中で、日本の巡査に相当する階級の警察官 (Police Officer) が毎月 1 名選ばれ、YouTube 等を介して「今月の顔」として紹介される。

動画では、普段の勤務の様子や過去の実績を紹介するだけでなく、当人の趣味や生き立ち、又は警察官を志望した動機といったかなりプライベートな内容まで明らかにされている。

この取組は 2010 年 1 月からリッチモンド市警察のウェブサイト上で始まり、2012 年 7 月からは YouTube での配信も開始した⁹。どの動画も約 90 秒と短いものであるが、同警察の広報担当者曰く、市民からは「自分たちを守ってくれている警察官の素顔が見える」と好評を得ているという。

ちなみに、同警察では、日本の巡査部長に相当する階級の警察官 (Sergeant) を対象とした、全く同様の「Sergeant of the Month」という取組も実施しており、こちらも YouTube で動画を公開している。



The screenshot shows the Richmond Police Department website. At the top, there is a navigation menu with links for Home, Government, Highlighted Information, Residents, Business, Visitors, and Online Services. Below this is a banner for the Police Department. The main content area is titled 'Officer of the Month: May 2014' and features a photo of Officer Glenn Gohlke. Below the photo is a video player showing a YouTube video of the officer. The sidebar on the left contains various links and contact information, including 'Police Home', 'Chief of Police', 'Organization', 'Departmental Info', 'Newsletters', 'Justice Assistance Grant', 'Forms', 'FAQ', 'Human Resources', and 'Division'. At the bottom of the page, there is a caption: 'Third Precinct Officer Glenn Gohlke is the Richmond Police Department Officer of the Month for May! Officer Gohlke'.

リッチモンド市警察のウェブサイトに掲載されている「Officer of the Month」のページ。下の動画をクリックすると YouTube の映像が再生される。

<http://www.richmondgov.com/Police/index.aspx>

⁸ Richmond Police Department, “Frequently Asked Questions”
<http://www.richmondgov.com/Police/faq.aspx>

⁹ 2014 年 5 月の投稿を最後に YouTube への投稿が止まっている。ただし、取組そのものは続いており、現在はリッチモンド市警察の Facebook にて、選ばれた警察官を公表している。

2 ニューヨーク市警察の失敗事例

(1) Twitter を活用した NYPD の広報戦略

ここでは、ニューヨーク市警察における Twitter 活用の失敗事例を取り上げる。

NYPD という呼称で広く知られているニューヨーク市警察 (New York City Police Department、以下「NYPD」という。) は、2015 年 2 月現在で約 34,500 人の警察官を抱える全米最大の自治体警察である¹⁰。

NYPD が管轄するニューヨーク市は、人口約 840 万人、陸地面積約 300 平方マイル (約 780 km²) で¹¹、規模としては東京 23 区の人口約 900 万人、陸地面積約 623 km² とほぼ似通っている¹²。

この NYPD が、組織のイメージアップに向けた広報ツールとして Twitter を活用することを思いついた。2014 年 4 月 22 日、NYPD は自身の公式 Twitter 「NYPD NEWS¹³」において、「NYPD の職員と一緒に撮影した写真を持っていませんか? 持っていたら『#my NYPD』のハッシュタグ¹⁴を付して Twitter に投稿して下さい。あなたが投稿した写真が、NYPD の Facebook ページに掲載されるかもしれません。」と呼びかけた。

NYPD としては、下の写真のように、一般市民と警察官が笑顔で写っている写真が投稿されることを期待していたようである。しかしながら、この目論見は大きく外れてしまう。



職員と一緒に撮影した写真の投稿を呼び掛ける NYPD の Twitter

¹⁰ New York Police Department, “Frequently Asked Questions”
http://www.nyc.gov/html/nypd/html/faq/faq_police.shtml#1

¹¹ United States Census Bureau, “State & County QuickFacts”
<http://quickfacts.census.gov/qfd/states/36/3651000.html>

¹² 東京都「東京都の統計 第 1 表 区市町村、世帯数、男女別人口及び人口密度 (平成 26、25 年)」2014 年 4 月 14 日 <http://www.toukei.metro.tokyo.jp/juukiy/2014/jy14000001.htm>

¹³ NYPD NEWS <https://twitter.com/NYPDnews>

¹⁴ Twitter 内で同じテーマに興味を持つ人の投稿を検索・閲覧しやすくするために、発言内に「#〇〇」と入れて投稿する手法。

(2) 炎上騒ぎに発展

NYPD が Twitter で写真の投稿を呼び掛けたのは、2014 年 4 月 22 日午後のことである。それから約 10 時間が経過した時点で、Twitter 上には『#my NYPD』のハッシュタグを付したコメントや写真が 7 万件以上投稿された。

しかしながら、市民から実際に投稿された写真は、警察官が女性の髪を引っ張っている姿や、顔から血を流している老人男性を連行する様子といった、NYPD にとってはイメージダウンとなる写真ばかりであった。

また、同様に投稿されたコメントも、その大半が NYPD の活動を非難するものや、予期せぬ事態に陥った広報戦略をあざ笑うものばかりであった。Twitter を活用した NYPD の広報戦略は、いわゆる「炎上」騒ぎに発展してしまったのである。

米国のマスメディアもこの炎上騒ぎを大きく取り上げた。米国最大の警察組織が引き起こした炎上騒ぎということもあり、事態はインターネットを通じ日本を含む諸外国にも配信された¹⁵。



実際に市民から投稿された写真

(3) トップの対応

こうした事態を受け、NYPD のトップ (Police Commissioner) であるブラットン (William J. Bratton) 本部長は、Twitter への投稿を呼び掛けてから約 24 時間後に会見を開いた。

記者会見で同本部長は、「市民の関心の高さは、ある意味歓迎すべきことだ。昨

¹⁵ AFP 通信「NY 市警の『ツイッター広報』裏目に、警官の暴力写真であふれる」2014 年 04 月 23 日 <http://www.afpbb.com/articles/-/3013342>

日の Twitter へのアクセス件数は、今までの記録を大幅に更新している。」などと、あくまでも前向きな姿勢を貫いた。

また、同本部長は「投稿された写真のほとんどは古いもので、昔からインターネット上に出回っているものだ。」「警察の活動には、時として、合法だが見た目には恐ろしいものがある。」と述べるなど、今回の騒動は大した問題ではないと強調した。

そして、「見た目の善し悪しにかかわらず、どんどん写真を投稿して欲しい。私はソーシャルメディアの力を強く支持している。」と述べ、市民に対し、引き続き写真を投稿するように呼びかけた¹⁶。

ちなみに、2015年2月末現在でも、Twitterにはハッシュタグ『#my NYPD』を付した写真やコメントが投稿され続けている。どうやら、この炎上騒ぎ以降、NYPDの活動を非難する人、又は支持する人の双方が、このハッシュタグを使って写真やコメントをTwitterに投稿することが定着してしまったようだ。

第3節 事件捜査におけるソーシャルメディアの活用事例～ボストンマラソン爆弾テロ事件より

1 ボストンマラソン爆弾テロ事件

2013年4月15日、米国マサチューセッツ州ボストン市内では、米国3大マラソンの一つとされるボストンマラソンが開催された。主催者側の発表によると、約2万3,000人のランナーが参加していた。

ところが、スタート開始から約4時間が経過した午後2時49分¹⁷頃、ゴール前の沿道（ボイルストーン通り）に仕掛けられた二つの爆弾が相次いで爆発し、周囲は大混乱に陥った。この爆発により3名が死亡、200名以上が負傷している¹⁸。

オバマ大統領が直ちにテロと断定したこの事件（以下「爆弾テロ事件」という。）は、連邦捜査局（Federal Bureau of Investigation）のボストン支部（以下、単に「FBI」という。）と、発生地を管轄するボストン市警察（以下「ボストン市警」という。）が中心となり、捜査に当たった。その結果、事件発生からわずか4日後の4月19日未明に被疑者1名を検挙し¹⁹、逃走したもう1名についても、同日の夜のうちに逮捕した。

¹⁶ DAILY NEWS, “Commissioner Bill Bratton on #myNYPD disaster: ‘I kind of welcome the attention’”, Apr.23,2014 <http://www.nydailynews.com/new-york/nyc-crime/no-blamed-mynypd-debacle-sources-article-1.1766121>

¹⁷ 本稿における時刻表記は、原則、米国東部標準時間で記載する。また、事件当日はサマータイムが適用されていた。

¹⁸ FBI, “Suspect in Boston Marathon Attack Charged with Using a Weapon of Mass Destruction”, Apr.22,2013 <http://www.fbi.gov/press-releases/2013/suspect-in-boston-marathon-attack-charged-with-using-a-weapon-of-mass-destruction>

¹⁹ その後、搬送先の病院で死亡が確認されている。

スピード解決とも言えるこの事件の捜査では、事件情報の収集や発信に際し、インターネット、とりわけ Twitter が大いに活用されている。本節では、ボストン市警の Twitter 活用を中心に、時系列に沿いながら事件を振り返ることとする。



左) 爆発の現場となったボイルストン通りの様子 (2014年11月19日筆者撮影)
右) 爆発現場に置かれている追悼モニュメント。犠牲になった3名の被害者の名前、及び犯人が逃走時に殺害した警察官の名前が記されている (同上)。

2 4月15日(月)～事件発生日

(1) ボストン市警の Twitter における第一報

事件発生日、ボストン市警で Twitter による情報発信を指揮したのは、同市警の広報部門のトップ (Bureau Chief of Public Information) を務めていた女性のフィアンダカ (Cheryl Fiandaca) 氏である。

フィアンダカ氏は、約16年にわたって弁護士やテレビのジャーナリストとして活躍した後、事件発生日の約10か月前にボストン市警に加わったという異色の経歴を持つ。同氏は、後の取材において、当時は事件捜査、テロ、そして Twitter そのものについてもほとんど経験がなかったと語っている²⁰。

二つの爆弾により多くの死傷者が発生した時、フィアンダカ氏は、姪とともにモールでの買い物を楽しんでいた。事件発生日の連絡を受けた同氏は、当時ボストン市警のトップ (Police Commissioner) であったデイビス (Edward Davis) 氏の指揮を受けて、自分の携帯電話を経由しながらボストン市警の公式 Twitter 「Boston Police Dept.」に記事を投稿し始めた。

午後3時39分²¹、フィアンダカ氏は、記事に「tweetfromthebeat」というハ

²⁰ Huffington Post, “Boston Police Twitter: How Cop Team Tweets Led City From Terror To Joy”, Apr.26,2013 http://www.huffingtonpost.com/2013/04/26/boston-police-twitter-marathon_n_3157472.html?utm_hp_ref=tw

²¹ 記事の投稿時間については、本稿執筆時 (2015年2月) における Twitter 画面上の時刻に依拠することとした (以下同じ)。

ッシュタグを付した上で、「ボストンマラソンのゴール付近で爆発があり、多数のけが人が出ている」という内容の第一報を投稿した。

それから翌日までの間は、直訳すると「現場からのツイート」を意味するこの「tweetfromthebeat」が、爆弾テロ事件に関する情報を Twitter に投稿する際のハッシュタグとして、多くの市民に利用された²²。

午後4時2分、フィアンダカ氏は、その時点で判明していた死者及び負傷者の数を投稿した。この記事に対するリツイート²³は7,000回を超えており、このことは、事件発生後の早い段階で、ボストン市警の Twitter に多くの人に関心を示していたことを物語っている。

そして、午後4時29分には、爆発のあったゴール付近の映像の提供を呼びかける記事を投稿している。

Twitter の経験がほとんどなかったというフィアンダカ氏の言葉とは裏腹に、ボストン市警の Twitter では、爆発からまだ2時間にも満たない段階に必要な情報が手際良く発信されている。



左) フィアンダカ氏による第一報



右) 死者及び負傷者の数に関する投稿



ゴール付近の映像の提供を呼びかける投稿

(2) FBI における情報発信

爆弾テロ事件の発生を受けて、FBI は即日、ウェブサイト上で「どんな些細な情報であっても構わないから教えて欲しい」と呼びかけるとともに、専用の連絡

²² 4月17日以降、ボストン市警はこのハッシュタグを使用していない。理由は定かでないが、18日以降は現場の情報よりも、被疑者の捜索に力点が置かれるようになったためと史料される。

²³ 誰かが Twitter で投稿した内容を、引用形式で自分のアカウントから再発信すること。

先を掲載した。

FBI がウェブサイトに掲載した記事²⁴にアクセスすると、記事の上下に Twitter と Facebook のシェアボタンが付されていることが分かる。

シェアボタンとは、簡単に言えば、インターネット上にある記事等を特定のソーシャルメディアに転載する機能のことである。例えば、インターネットに掲載されたある記事について、記事を読んだ誰かが Facebook のシェアボタンを押すと、押した人物の Facebook にその記事が転載され、友人らが閲覧できるようになる。さらに、その記事を見た友人が Facebook の「シェア」や「いいね！」をすることで、その記事は延々と拡散し続ける。

シェアボタンの隣の数字は、実際にボタンが押された数、すなわち記事が拡散された回数を表している。FBI が事件発生当日に投稿した記事は、Twitter で 211 回、Facebook では 6,896 回、それぞれシェアボタンが押されている。

ここで押さえておきたいのは、これらの数字はあくまで FBI のウェブサイトを出発点として拡散した回数を表すものであって、その後 Twitter や Facebook 上で二次拡散²⁵した回数は一切含まれていないという点である。二次拡散の後には、当然三次、四次拡散も考えられる。実際に記事が拡散された回数は計り知れない。

なお、このシェアボタンは、爆弾テロ事件のために特別に付されたものではない。FBI では、以前から事件情報の発信及び収集にソーシャルメディアを活用しており、他の事件に係る記事についても、同様にシェアボタンを付している。



爆弾テロ事件の発生当日に、FBI のウェブサイトに掲載された記事。情報の提供を呼びかける文章の前後には、Twitter（左）と Facebook（右）のシェアボタンが付されている（赤色矢印部分）。

²⁴ FBI, “FBI Assists Boston Police Department Regarding Explosions Along Marathon Route and Elsewhere”, Apr.15,2013 <http://www.fbi.gov/boston/press-releases/2013/fbi-assists-boston-police-department-regarding-the-explosions-along-the-marathon-route-and-remains-on-scene>

²⁵ ここでは Twitter のリツイート、Facebook の「シェア」や「いいね！」を意味する。

3 4月16日(火)～事件発生翌日

この日は FBI、ボストン市警ともに、引き続きの情報提供を呼びかけているものの、被疑者に直接結び付くような情報の発信には至っていない。

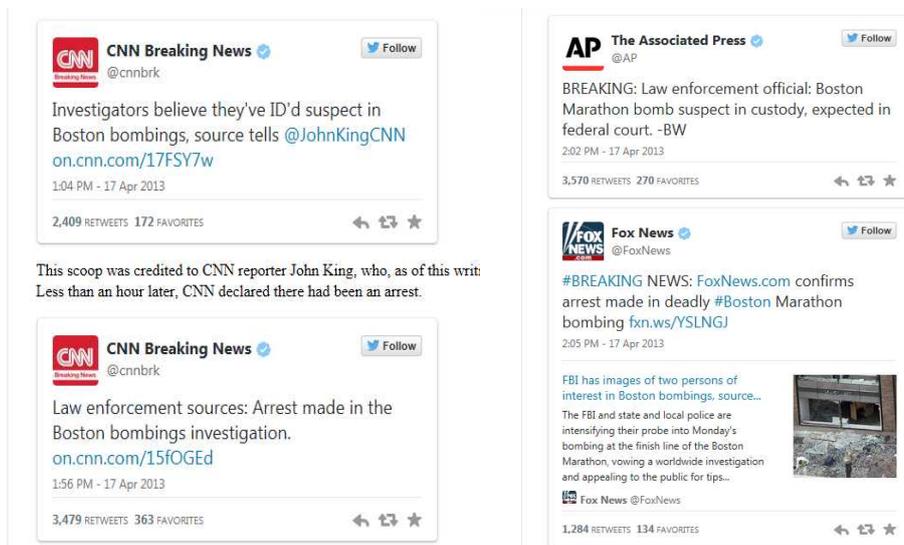
ボストン市警の Twitter では、事件現場周辺における通行止めの情報や、新たに把握された負傷者の数などが投稿されている。

また、FBI のウェブサイトには、午後5時15分付けで、使用された爆弾の特徴のほか、16日の昼までに2,000件を超える情報提供があったことなどが掲載された。

4 4月17日(水)～事件発生2日後

発生から被疑者の検挙までわずか4日という日数を見ると、捜査は極めて順調に行われていたように思える。しかしながら、この劇的とも言えるスピード解決の裏では、ソーシャルメディアの伝達力が故に生じた問題もあった。その一つが、CNNをはじめとしたマスメディアによる被疑者逮捕の「誤報」である。

事件発生から2日後の4月17日昼過ぎ、CNNは自らの Twitter に「警察は被疑者を特定した模様」と投稿、さらにその約50分後には「被疑者を逮捕した」とする記事を投稿した。AP通信、Foxといった他のマスメディアも、CNNに後れを取るなどばかりに同様の記事を Twitter に投稿した²⁶。



左) CNN が Twitter (CNN Breaking News) に投稿した誤報記事

右) 同じく AP 通信 (The Associated Press)、Fox (Fox News)による誤報記事

²⁶ SALON, “CNN’s Boston embarrassment: How a “scoop” turns sour”, Apr.17,2013 http://www.salon.com/2013/04/17/cnns_boston_embarrassment_how_a_scoop_turns_sour/

結果としてこれらの情報は全くの誤報であった。しかしながら、誤って被疑者の逮捕を伝えた CNN や AP 通信の投稿には、3,000 回以上のリツイートがあった。

こうした誤報をテレビのニュースで見っていたフィアンダカ氏は、とても驚き、加熱するマスメディアの犯人探しを止めさせなければならないと感じたそうである²⁷。

FBI とボストン市警は、直ちにそれぞれの Twitter やウェブサイト「誤った報道が流れているが、被疑者の逮捕には至っていない。」と投稿し、誤報騒ぎの鎮静化を図った。

5 4月18日（木）～事件発生3日後

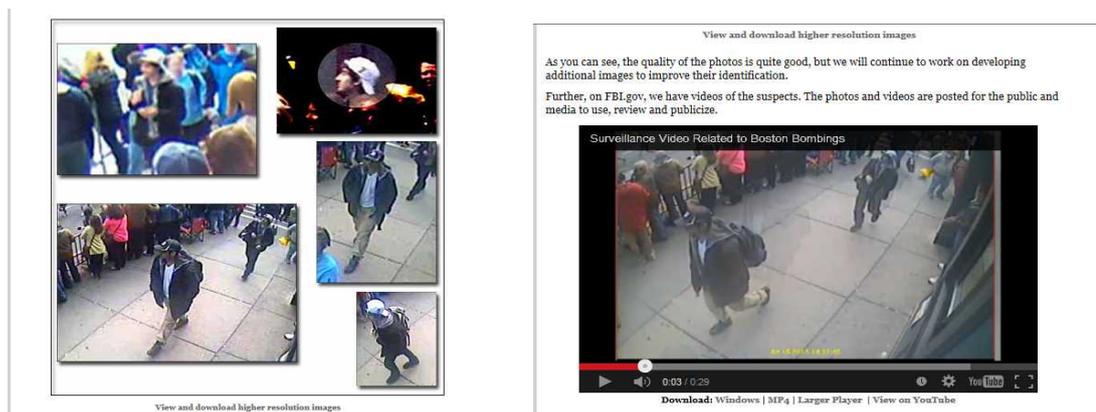
(1) FBIによる被疑者画像（映像）の公開

FBI は、4月18日午後5時付けで、爆弾テロ事件の被疑者2名に係る画像（映像）をウェブサイト及び YouTube にアップし²⁸、市民に対して広く情報提供を呼びかけた。この画像（映像）公開をきっかけに、捜査は大きく前進する。

左下の写真は FBI のウェブサイトにアップされた被疑者の画像、右下の動画は YouTube にアップされた防犯ビデオの映像である。

ウェブサイトには「The photos and videos are posted for the public and media to use, review and publicize（筆者訳：これらの写真と映像は、市民又はメディアによる使用、再調査、公表のために投稿されています。）」という一文が添えられている。

この文章からも明らかなおおり、FBI は情報の提供にとどまらず、市民及びメディアによる情報の拡散を期待した。その拡散の主役を担ったのが Twitter をはじめとするソーシャルメディアである。



FBI のウェブサイトに掲載された被疑者2名の写真及び映像

²⁷ Huffington Post, “Boston Police Twitter: How Cop Team Tweets Led City From Terror To Joy”, Apr.26,2013 http://www.huffingtonpost.com/2013/04/26/boston-police-twitter-marathon_n_3157472.html?utm_hp_ref=tw

²⁸ FBI, “Remarks of Special Agent in Charge Richard DesLauriers at Press Conference on Bombing Investigation”, Apr.18,2013 <http://www.fbi.gov/boston/press-releases/2013/remarks-of-special-agent-in-charge-richard-deslauriers-at-press-conference-on-bombing-investigation-1>

(2) 車両強盗事件の発生と被疑者の追跡

4月18日午後11時頃、ボストン市に隣接するケンブリッジ市内において、2人組の男（後に爆弾テロ事件の被疑者2名と判明）がSUV車を強奪するという事件が発生した。

報道によると、被疑者2名は被害者に対し、自分たちが爆弾テロ事件の犯人であると名乗った上で、現金と車両を奪ったという。被害者からの通報を受けた警察は、車内に残されていた被害者の携帯電話をもとにSUV車の位置を割り出した。そして、ケンブリッジ市から約6キロ先にあるウォータータウンという町で、ついに被疑者2名を発見した。

その後、ウォータータウンの路上において、警察と被疑者2名の間で激しい銃撃戦が展開された。この時も、銃撃戦の生々しい様子が市民により撮影され、YouTubeやTwitterを介してリアルタイムで配信された。

6 4月19日（金）～事件発生4日後

(1) 被疑者1名は未だ逃走中

ウォータータウンでの銃撃戦は4月19日午前1時頃まで続き、その結果、被疑者1名の死亡が確認され、残り1名は車で現場から逃走した。

警察は、ウォータータウン周辺の道路を完全に封鎖するとともに、町中に潜んでいると思われる逃走中の被疑者の捜索を開始した。

午前3時43分、ボストン市警のTwitterには「ウォータータウンの住民は家の中から出ないで下さい。警察官の指示がある場合を除き、ドアを開けないように。」という内容の記事が投稿された。

また、午前4時2分には、ボストン市警のトップであるデイビス氏が、自身のTwitterに「被疑者1名は死亡。もう1名は未だ逃走中。武装しており危険。白い帽子の被疑者が逃走中。」と投稿し、再度市民に注意を呼び掛けた。

さらに、ボストン市警とデイビス氏は、午前4時10分頃、それぞれのTwitterにおいて、逃走中の被疑者が銃撃戦の前に立ち寄ったコンビニの防犯カメラ画像を公開して、情報の提供を呼びかけた。



左) ボストン市警が投稿したウォータータウンの住民に対する警告

右) デイビス氏が投稿した被疑者1名の死亡と残り1名の逃走を伝える記事



逃走中の被疑者の防犯カメラ画像

(2) 逃走中の被疑者の氏名等を公表

FBI は、4月19日午前8時20分付けで、ウェブサイトに逃走中の被疑者の氏名及び年齢を、新たな顔写真とともに公開した²⁹。ボストン市警も午前9時32分に同様の情報 Twitter に投稿し、この記事には約13,000件のリツイートがあった。



逃走中の被疑者に係る追加情報

(3) 逃走車両に関する情報発信

FBI やボストン市警の Twitter では、被疑者の顔写真だけでなく、被疑者が逃走に使用している可能性のある車両についても、積極的に情報が発信された。

ボストン市警がナンバープレートの画像とともに投稿した記事には、7,000～8,000回に上るリツイートがあった。

²⁹ FBI, "Updated Photo of Suspect 2 Released", Apr.19,2013
<http://www.fbi.gov/news/updates-on-investigation-into-multiple-explosions-in-boston/updates-on-investigation-into-multiple-explosions-in-boston>



被疑者が逃走に使用している可能性のある車両についての記事

(4) 不適切な投稿に対する自制の呼びかけ

FBI やボストン市警が捜査情報を発信する度に、それらの情報はソーシャルメディアを介して直ちに拡散していった。一方で、市民らによるソーシャルメディアの投稿の中には、捜索に従事している警察官の所在地や捜索の様子を撮影した画像といった、捜査上の秘密に当たるものも数多く見られた。

午後1時14分、ボストン市警は Twitter に「警告です。被疑者の捜索に従事している警察官を撮影した映像を流すことは、警察官の安全と作戦の遂行を危うくすることになるので、やめて下さい。」と投稿し、市民に向けて捜査への協力と不適切な投稿に対する自制を呼びかけた。

また、逃走中の被疑者に成り済まして Twitter アカウントを作成し、警察や市民を挑発するような記事を投稿するという悪質ないたずらも発生した。

ちなみに、この被疑者は実際に Twitter アカウントを所持しており、事件後も平然と記事を投稿していたことが判明している³⁰。



左) 不適切な投稿に対する自制を呼びかける記事

右) 逃走中の被疑者を名乗る偽の Twitter アカウント

³⁰ BuzzFeedNEWS, “This Is Dzhokhar Tsarnaev’s Actual Twitter Account”, Apr.19,2013 <http://www.buzzfeed.com/ryanhatesthis/this-might-be-djohar-tsarnaevs-actual-twitter-account#.hdzVr3d49>

7 逃走中の被疑者を逮捕

4月19日午後6時55分頃、ウォータータウンで銃声が聞こえたという記事がマスメディアのTwitterに投稿された。それから約8分後の午後7時3分、ボストン市警はTwitterに「ウォータータウンのフランクリン通りにおいて、警察が作戦を遂行中です。付近の住民は適当な場所に隠れて下さい。」という内容の記事を投稿した。

そして、フランクリン通りに多くのマスメディアが押し寄せる最中の午後8時45分、ボストン市警はTwitterに被疑者確保の第一報を投稿した。続く午後8時58分には、「CAPTURED!!! The hunt is over. The search is done. The terror is over. And justice has won. Suspect in custody. (筆者訳：逮捕！被疑者の捜索は終了。恐怖は消え去った。そして正義が勝利した。被疑者は拘束された。)」と、その後、多くのマスメディアに引用されることとなる記事を投稿した。この投稿には、13万を超える回数のリツイートがあった。FBIもまた、午後9時付けで、ウェブサイト上に被疑者検挙の記事を掲載した。

FBIとボストン市警が、逃走中の被疑者を検挙したという第一報を、マスメディアを介さずにインターネット上の自らの媒体で発表したというのは注目に値する。



左) フランクリン通りで作戦が行われていることを伝える記事
右) 被疑者の逮捕を伝える記事

8 爆発的に増えたフォロワーの数

以上見てきたように、爆弾テロ事件の捜査ではTwitterをはじめとするソーシャルメディアが大いに活用された。

マスメディアによる誤報や、不適切な投稿による捜査への悪影響という混乱も一部生じたが、ソーシャルメディアを介したタイムリーな情報発信が、事件に対する市民の関心を最大限に高め、被疑者の早期検挙に寄与したことは間違いないだろう。

このことは、爆弾テロ事件の発生前は約4万人だったボストン市警のTwitterのフォロワー³¹が、被疑者の逮捕時には約30万人と爆発的に増えていたことが何より物語っている³²。

³¹ Twitter等において、特定の者が発信する投稿を把握できるように設定している者のこと。

³² Mashable, "Boston Police Schooled Us All on Social Media", Apr.22,2013
<http://mashable.com/2013/04/22/boston-police-social-media/>

第2章 装着用小型カメラ (Body-Worn-Camera)

第1節 米国警察における装着用小型カメラの広がり

1 連邦政府による装着用小型カメラの購入計画

米国では、2015年2月現在、現場において市民と直接やり取りをする警察官に、小型カメラを装着させようという動きが急速に広まっている。2014年末に発表された連邦政府による予算計画もその一つである。

2014年12月1日、オバマ大統領は、全米の警察官に小型カメラの装着を促すため、カメラの購入費用として割り当てた7,500万ドル（1ドル120円換算で90億円）を含む2億6,300万ドル（同約316億円）を、議会に要求すると発表した。これにより、今後3年間で約5万台の装着用小型カメラの購入を見込んでいる³³。

5万台という数字は、約78万人³⁴とされる全米警察官の総数からすれば約6.4%の割合に過ぎないが、連邦政府が警察官による装着用小型カメラの導入に本腰を入れ始めたことは注目に値する。

ところで、なぜ、米国では警察官による小型カメラの装着が注目されるようになったのであろうか。そこには、市民の抱く警察への不信感というネガティブな要因と、警察が自ら発見した、装着用小型カメラがもたらす予想以上の効果というポジティブな要因の二つが混在している。

本節ではまず、市民にまん延する警察への不信感について述べる。

2 ファーガソン黒人青年射殺事案

2014年夏、米国では、警察官の職務執行に関連して被疑者が死亡するという事案が2件相次いで発生した。

この二つに事案には、①警察官が白人、②死亡した被疑者が黒人、③大陪審³⁵が白人警察官を不起訴とする決定を出したという共通点がある。米国では以前より、特に一部の人種において、警察官の取扱いは人種差別的だという不信感が根強くあった。この二つの事案の発生は、そうした市民の不満を噴出させるきっかけになった。

一つ目の事案は、2014年8月9日、米国中西部ミズーリ州ファーガソンで発生した黒人青年射殺事案である。

事案の概要は、白人警察官が、当時18歳であった黒人青年ともみ合いとなり、その青年を路上で射殺したというものである。発生後、警察官は、青年が拳銃を奪おうとするなど自分に暴行を加えたために発砲したもので、正当防衛に該当すると主張し

³³ The Verge, “Obama announces funding for 50,000 police body cameras”, Dec.1,2014 <http://www.theverge.com/2014/12/1/7314685/after-ferguson-obama-announces-funding-for-police-body-cameras>

³⁴ U.S. Bureau of Labor Statistics, “Occupational Outlook Handbook” 2012 <http://www.bls.gov/ooh/protective-service/police-and-detectives.htm>

³⁵ 被告を起訴すべきかどうかについて審理・決定をする機関。起訴陪審ともいう。

た。しかしながら、死亡した黒人青年は、その当時武器を所持していなかった³⁶。

事案の発生を受けて、ファーガソンでは、警察の職務執行に不信感を抱く黒人らが中心となり抗議活動を展開した。他州からの参加者が集まりだしたことで抗議はさらに拡大し、一部の地域では、放火や略奪といった暴動にまで発展した。8月16日にはミズーリ州の知事が非常事態宣言を出し、州兵が動員されるまでに至っている³⁷。

その後、抗議活動は一旦沈静化に向かったが、11月24日夜、ミズーリ州セントルイス郡の大陪審が、白人警察官を不起訴とする決定を下したことで市民の不満が再び爆発した。

不起訴の決定が発表されるや、一部の市民がファーガソン警察に押し寄せ、警察車両の窓ガラスを割るなどして暴徒化した。

その後、不起訴決定に対する抗議活動は全米中に拡大し、CNNによると、全米170以上の都市で抗議活動が実施されたという³⁸。

ニューヨーク市内でも、歩行者の立ち入りが禁止されているトンネルや橋に市民が入り込むなどの混乱が生じた。



マンハッタンにおける抗議デモの様子
(2014年12月1日筆者撮影)

3 NYPD 警察官による黒人男性首絞め事案

警察に対する市民の不信感を噴出させるきっかけとなった二つ目の事案は、NYPD 警察官による黒人男性首絞め事案である。

前記ファーガソンの事件から3週間ほど遡る2014年7月17日、ニューヨーク市スタテン島において、NYPDの白人警察官が、たばこの違法販売の疑いがある黒人男性を取り押さえる際、背後から首を絞めたことにより黒人男性が死亡するという事案が発生した。

たまたま近くにいた市民がこの様子を撮影しており、警察官が背後から黒人男性の首を絞めて組み伏せる様子が、テレビやYouTubeを通じて全米中に配信された³⁹。

この事案が発生した当初は、ファーガソンのような暴動は発生していない。しかしながら、11月24日にファーガソンの事案に係る不起訴決定が出されると、本事案

³⁶ New York Times, “Police Officer in Ferguson Is Said to Recount a Struggle”, Oct.17,2014 <http://www.nytimes.com/2014/10/18/us/ferguson-case-officer-is-said-to-cite-struggle.html? r=0>

³⁷ ロイター「黒人青年射殺事件でデモ続くミズーリ州、治安回復へ州兵投入」2014年8月19日 <http://jp.reuters.com/article/topNews/idJPKBN0GJ0C520140819>

³⁸ CNN.co.jp「全米170都市で抗議デモ 黒人少年射殺」2014年11月26日 <http://www.cnn.co.jp/usa/35057076.html>

³⁹ YouTube, “Staten Island Man KILLED after NYPD Cop Puts Him In CHOKEHOLD For Breaking Up a FIGHT!!” Jul.18,2014 <http://www.youtube.com/watch?v=pvATEjsf41g>

に対する大陪審の決定にも市民から大きな関心が集まることとなった。

そして、12月3日午後、ファーガソンでの不起訴決定に対する抗議活動が全米中に吹き荒れている最中に、ニューヨーク市スタテン島の大陪審は、黒人男性の首を絞めた NYPD 警察官を不起訴とする決定を発表した。

二度目の不起訴決定が、あたかも燃え盛る炎に油を注ぐかのようなタイミングで出されたことにより、抗議活動を展開していた人々の怒りはさらに爆発した。

スタテン島の事案に係る不起訴決定が出された当日、マンハッタンでは毎年恒例となっているロックフェラーセンターのクリスマスツリー点灯式が行われることになっていた。そこに、不起訴決定を聞きつけた人々が抗議のために集まりだした。

そのため、マンハッタンの中心部は点灯式を見に来た人々と、抗議デモの参加者によって埋め尽くされ、一晩中喧騒に包まれた⁴⁰。また、デブラシオ (Bill de Blasio) ニューヨーク市長も、不起訴決定に係る対応を優先するために、予定していた点灯式への出席をキャンセルせざるを得なかった⁴¹。



目撃者によって投稿された、スタテン島における事案に係る映像の一場面

NEWSONE, “NYPD Chokehold Kills Asthmatic Staten Island Man”, Jul.18, 2014

<http://newsone.com/3039801/video-nypd-chokehold-kills-man/>

4 二つの事案を受けて

紹介した二つの事案が、それまでも何度か話題に上っていた「警察官に小型カメラを装着させるべきだ」という議論に拍車をかけた。

特に、ファーガソンの事案については、警察官が被疑者に発砲するまでの経緯を撮影した動画が確認されていないため、大陪審が警察官の証言のみに基づいて不起訴を決定した感が強い。このことが、一部のマスメディアや市民を「警察官に小型カメラを装着させていれば、真実が明らかになっていたはずだ」という主張に駆り立てている。

⁴⁰ Silive.com, “Protesters hope for change while 'ruining Christmas' for some at Rockefeller Center”, Dec.4,2014
http://www.silive.com/entertainment/index.ssf/2014/12/rockefeller_center_protest_of.html

⁴¹ INTERNATIONAL BUSINESS TIMES, “Eric Garner Indictment Decision: Where New Yorkers Are Protesting After Grand Jury Result”, Dec.3,2014
<http://www.ibtimes.com/eric-garner-indictment-decision-where-new-yorkers-are-protesting-after-grand-jury-1733148>

本節の冒頭で紹介した連邦政府による装着用小型カメラの購入計画は、こうした市民と警察との間にある不信感をこれ以上見過ごすことができないと判断した、いわば連邦政府による苦肉の策である。

第2節 装着用小型カメラがもたらす効果～リアルト市警察の試験運用より

次に、本節では視点を大きく変えて、装着用小型カメラが持つもう一つの側面、すなわちポジティブな要因について事例を紹介する。

1 リアルト市警察

2013年2月、米国の一つの小さな都市を管轄する警察組織が、1年間にわたって実施してきた装着用小型カメラの試験運用を終了した。

その都市－リアルト市は、カリフォルニア州南部のサンバーナーディーノ郡に属する都市である。

2013年の人口は約101,910人、陸地面積約22.35平方マイル（約57.89㎢）で、2010年から人口は約2.8%増加しているものの、米国の都市の中では比較的小さな都市である⁴²。

ただし、「小さな都市＝治安が良い」というわけではない。過去13年間（2000年～2012年）における同市の殺人、強盗、強姦といった重大犯罪の発生総件数は、全米の平均値を上回っている。

このリアルト市を管轄しているのが、リアルト市警察（以下「リアルト市警」という。）である。

2012年の統計によると、同市警の職員の数は全体で142名、そのうち警察官の数は91名である。また、市民1,000人当たりの警察官の数は約0.9人となっており、カリフォルニア州全体の2.36人と比べて圧倒的に少ない⁴³。

犯罪発生件数が全米の平均値を超えているにもかかわらず、警察官の人数は州の平均より少ないという事実から、リアルト市警が「小さくとも忙しい警察」であることが浮かび上がってくる。

2 装着用小型カメラの試験運用方針

（1）試験運用の目的と具体的な調査項目

リアルト市警における試験運用は、リアルト市警のトップ（Chief of Police）であるファーラー（William Farrar）氏を中心に、2012年2月13日から2013年2月12日までの1年間にわたり実施された。

⁴² United States Census Bureau, “State & County QuickFacts”

<http://quickfacts.census.gov/qfd/states/06/0660466.html>

⁴³ City-Data.com <http://www.city-data.com/city/Rialto-California.html>

以下、ファーラー氏が IACP の機関誌に投稿した論文⁴⁴をもとに、試験運用の結果を紹介する。

試験運用を開始するに当たり、警察官として 30 年余の経歴を持つファーラー氏は、まず、「警察官が小型カメラを装着することで、市民に対する警察官の態度と、警察官に対する市民の態度の双方に、好ましい影響が生じるのではないか」という仮説を立てた。

そこで、ファーラー氏は、試験運用における調査項目を大きく二つに絞った。一つは、装着用小型カメラには、警察官による有形力行使⁴⁵の件数を減少させる効果があるか、もう一つは、警察官の職務執行に関し、市民から寄せられる苦情の件数を減らす効果があるかという点である。

(2) 試験運用におけるチーム分け

リアルト市警では、パトカー等で地域を巡回する警察官の 1 日のシフトを、12 時間勤務で構成される日勤及び夜勤の二つに分け、これを六つのチームが交代で受け持っている。

また、日勤及び夜勤とは別に、火曜日から土曜日にかけて一つのチームを「カバー」という任務に割り当てている。このカバーとは、いわゆる予備部隊のようなもので、重大な事件等が発生して人手が足りない場合などに出動する。

したがって、リアルト市警における 1 週間の全シフト数は、日勤 7 シフト + 夜勤 7 シフト + カバー 5 シフトの合計 19 シフトとなる。そして、これを六つのチームで回すため、1 チーム当たりのシフト数は週に 3 ~ 4 シフトとなる。

ファーラー氏は、まず 1 週間分の 19 シフトの中からランダムに抽出した半数を「試験シフト」に指定し、試験シフトで勤務に就く警察官には、全員、小型カメラを装着させた。そして、何らかの形で市民と接触する際には、カメラを作動させてやり取りを録画するように義務付けた。

また、曜日による偏りを避ける目的から、試験シフトの指定は 1 週間ごとに変更された。例えば、ある週では火曜日の日勤とカバーが試験シフトに指定され、次の週の火曜日は夜勤が試験シフトに指定されるという具合である。

この結果、六つのチーム全てが、あらゆるシフトにおいて小型カメラを装着することとなった。

なお、試験運用当時における各チームの人数は 10 名前後である。

⁴⁴ William Farrar, “The Rialto Police Department’s Body-Worn Camera Experiment”, *THE POLICE CHIEF*, Jan. 2014

⁴⁵ 被疑者を逮捕する際などの力による制圧行為のほか、銃器、スタンガン、警棒又は催涙スプレ어의使用といった、相手の意思を抑圧するに足りる力の行使をいう。

(3) 使用された装着用小型カメラの特長

試験運用では、54 台の装着用小型カメラとバッテリー、またデータを管理するためのソフトウェアが用いられた。

約 15 万ドル（1 ドル 120 円換算で約 1,800 万円）に相当するこれらの器材については、テイザー社（TASER International Inc.）から全て提供を受けた⁴⁶。同社は、スタンガンをはじめとする警察装備品の大手企業である。

テイザー社がリアルト市警に提供した装着用小型カメラは、重さにして約 108 グラム、大きさはポケットに収まる程度のものである。

基本的には、警察官の視点を可能な限り再現できるようにサングラスに固定する仕様になっているが、そこから取り外して帽子や肩口に付け替えることもできる。

試験運用では、装着用小型カメラの取り付け位置は個々の警察官に委ねられていたが、やはり自分が目撃している状況を忠実に録画できるという理由から、サングラスもしくは帽子に取り付ける警察官がほとんどであった。

このほか、テイザー社がリアルト市警に提供した装着用小型カメラには、カラー録画、完全防水といった特長のほか、1 シフトに相当する 12 時間にわたって使用可能なバッテリーを備えていた。



左) サングラスに小型カメラを装着しているリアルト市警の警察官
右) 試験運用を指揮した ファーラー氏

DAILY NEWS, “Police body-worn cameras stop-and-frisk judge suggested have helped Rialto Police Department”, Aug.13,2013
<http://www.nydailynews.com/news/national/cameras-proposed-stop-frisk-judge-ca-police-article-1.1426025>

⁴⁶ DAILY NEWS, “Police body-worn cameras stop-and-frisk judge suggested have helped Rialto Police Department”, Aug.13,2013
<http://www.nydailynews.com/news/national/cameras-proposed-stop-frisk-judge-ca-police-article-1.1426025>

3 驚くべき試験運用の結果

(1) 抽出した三つの件数

試験運用の結果をグラフで表すために、ファーラー氏は、そのベースとなる下記の3項目について、その件数を抽出することとした。

- 1 警察官が市民に向けて有形力行使した件数
- 2 市民から寄せられた苦情のうち、警察官の違法又は不適切な職務執行を理由とする苦情の件数
- 3 911番通報⁴⁷等への対応から証拠の収集活動に至るまで、警察官が市民と接触を持った全ての件数（以下「接触件数」という。）

(2) 総合結果

下の表（Table 3）は、警察官による有形力の行使（Use of Force）、苦情（Complaints）、警察官と市民との接触（Police-Public Contacts）の3項目について、試験運用の期間（2012年2月13日～2013年2月12日）及びその過去3年間（2009－2011）における件数を表したものである。

まず、有形力の行使件数についてみると、過去3年間における発生件数が年平均65件であるところ、試験運用の期間では25件と大幅に減少している。

また、市民からの苦情についても、過去3年間における発生件数が年平均約38件であるところ、試験運用の期間ではわずか3件と著しく減少している。

一方、接触件数については、統計を取り始めた2011年と比較して約3,000件増加した43,289件に上っている。

Table 3: Historical and Experimental Data Used for Analysis				
Use of Force, Citizens Complaints and Police-Public Raw Figures— Baseline and Experimental Raw Data				
	2009	2010	2011	02/2012–02/2013
Use of Force	70	65	60	25
Complaints	36	51	28	3
Police-Public Contacts	—	—	40,111	43,289

出典：William Farrar, “The Miami Police Department’s Body-Worn Camera Experiment”, *THE POLICE CHIEF*, Jan.2014, P23, 以下本節において同じ。

⁴⁷ 日本の110番通報に相当

(3) 有形力行使の件数に係る考察

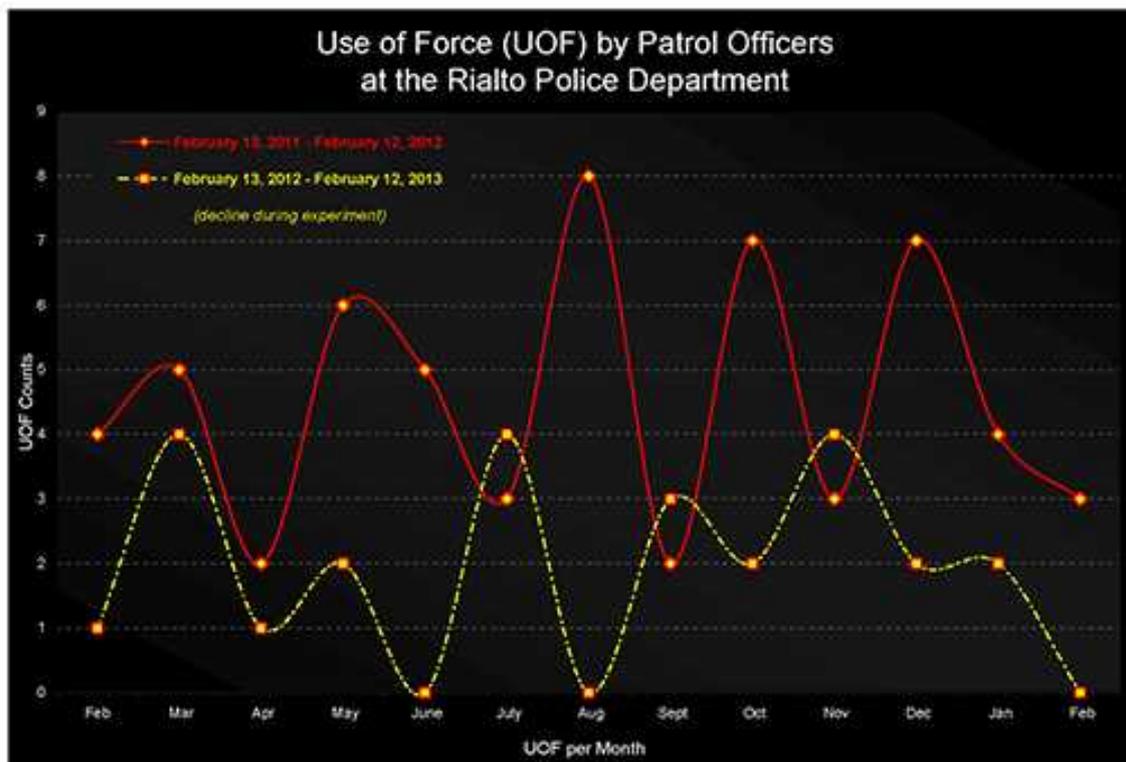
下の表 (Table 4) は、試験運用の期間と、そのちょうど1年前 (2011年2月13日～2012年2月12日) における警察官による有形力行使の件数を、各月毎に表したものである。試験運用の期間は黄色の線が、その1年前については赤色の線が、それぞれ示している。

試験運用の期間における発生総件数は25件となり、これは1年前における59件と比べて約60%減となっている。

また、上記25件のうち、8件は警察官が小型カメラを装着している「試験シフト」において発生し、残りの17件は小型カメラを装着していない「非試験シフト」において発生していた。つまり、「試験シフト」における有形力行使の件数は、「非試験シフト」におけるそれと比べると、約2分の1に相当する。

こうした結果から、ファーラー氏は、装着用小型カメラの効果により、警察官による有形力行使の件数が減少したと結論付けた。

Table 4: Baseline and Experimental Use of Force Data



(4) 苦情の件数に係る考察

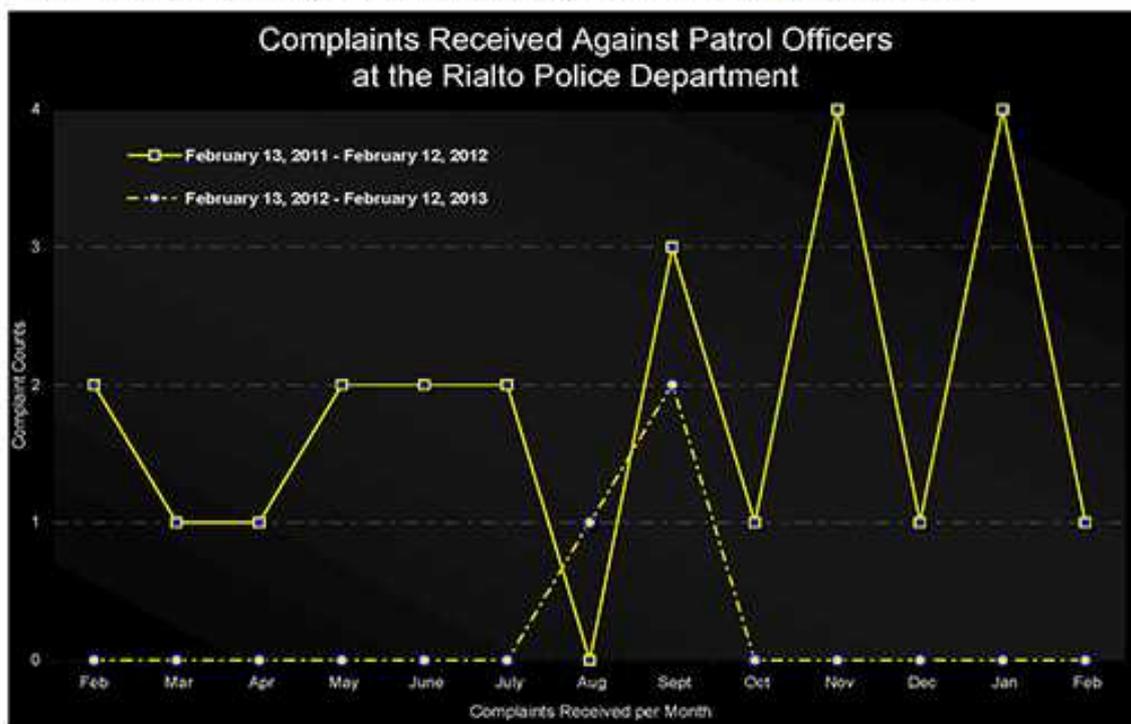
下の表 (Table 5) は、試験運用の期間と、そのちょうど1年前における苦情の件数を、各月毎に表したものである。試験運用の期間は黄色の破線が、その1年前については黄色の実線が、それぞれ示している。

試験運用の期間における苦情件数は3件のみで、その1年前における24件と比較すると、88%の大幅減となっている。また、前年はわずか一月のみであった苦情ゼロの月が、試験運用の期間では十を数えている。

ちなみに、この3件の苦情のうち、2件が「試験シフト」における警察官の職務執行に対する苦情で、残りの1件は「非試験シフト」における警察官の職務執行に対する苦情である。この大幅減のおかげで、苦情に係る職務執行の内容を分析しようにも、サンプルとなる映像の数が足りないという皮肉な結果に終わってしまった。

こうした結果から、ファーラー氏は、装着用小型カメラの効果により、警察官の職務執行に対する苦情が著しく減少したと結論付けた。

Table 5: Baseline and Experimental Citizen Complaints Data



(5) 接触件数に係る考察

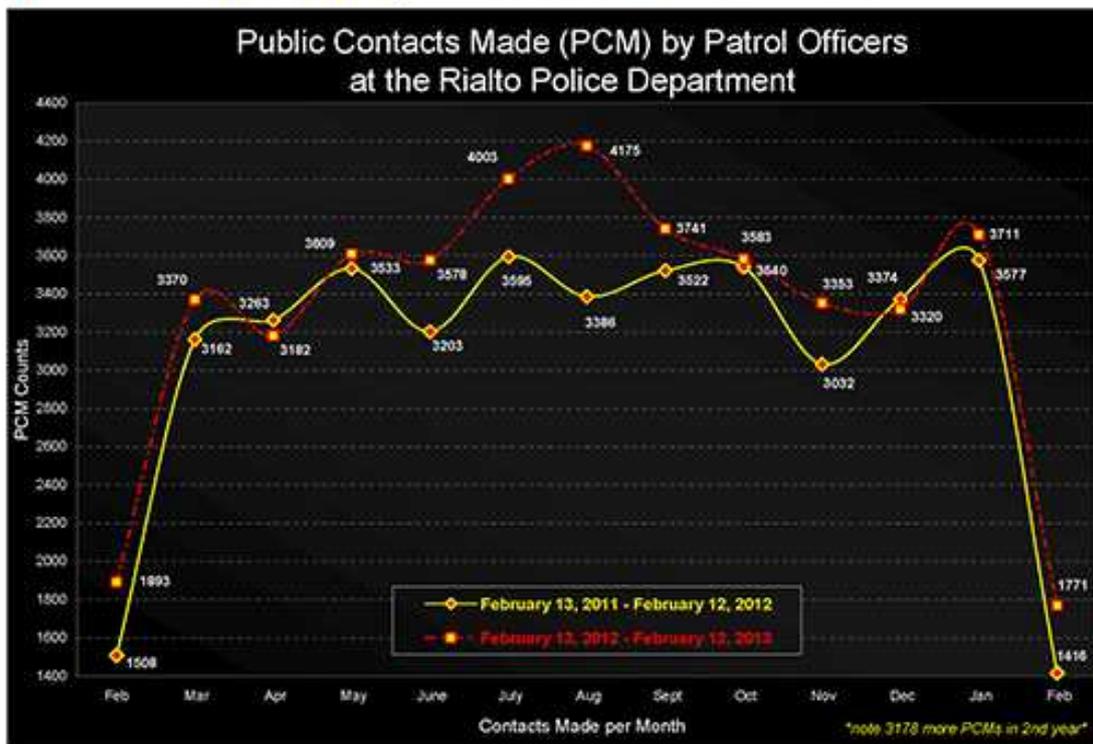
前記(3)及び(4)で述べたように、試験運用の期間における警察官の有形力行使件数と、警察官の職務執行に対する苦情件数については、いずれも1年前の同時期に比べて大きく減少している。

その一方で、警察官と市民が接触した件数(接触件数)については、1年前の同時期に比べて約3,000件上回っている。

下の表(Table 6)は、試験運用の期間と、そのちょうど1年前における接触件数を、それぞれグラフにして表したものである。試験運用の期間は赤色の線が、その前年については黄色の線がそれぞれ示している

この結果から、ファーラー氏は、単純に警察官と市民の接触が減ったために有形力の行使や苦情の件数が減少したものではないことを確認した。

Table 6: Baseline and Experimental Public Contacts Data



(6) 映像の検証により判明した潜在効果

試験運用結果の分析を担当したチームは、試験運用の期間中に警察官が撮影した延べ5万時間を超える計6,776件の映像をつぶさに検証した。その結果、装着用小型カメラの持つ潜在効果にたどり着いた。

分析チームは、まず、小型カメラを装着している「試験シフト」では、警察官が有形力を行使した8件全ての事案において、警察官がほとんど武器を使用していないという事実が気が付いた。また、全ての事案において、市民の方から先に警察官に危害を加えていることが確認された。

一方、小型カメラを装着していない「非試験シフト」では、警察官が有形力を行使した17件のうち5件において、警察官の身体に対する危険性が認められない段階で、警察官が市民に向けて武器を使用していたと認定した。また、17件のうち4件については、警察官の方から先に市民に手を出していた。

これらの検証結果から、ファーラー氏は、装着用小型カメラには、警察官が安易に有形力を行使することを抑える効果があると認定した。

また、警察官による有形力行使の件数や、警察官の職務執行に対する苦情件数が大幅に減少しているという事実は、市民に対しても、警察官に危害を加えることや、根拠のない苦情を申立てることを控えさせる効果が発揮されたものと考えられた。

これらのことにより、ファーラー氏は、装着用小型カメラには、撮影する警察官と撮影される市民双方の自制心を高める潜在効果があり、無用な有形力の行使や、根拠のない苦情を減少させる効果があると結論付けたのである。

4 ファーラー氏の提言

試験運用の結果として表れた数字は、警察官による有形力の行使事案が約60%の減少、警察官の職務執行に対する苦情が約88%の減少と、いずれもファーラー氏の予想を大幅に超えるものとなった。

同氏は、IACPの機関誌に投稿した論文において、「全てはカメラで撮影されることによる自己意識の高まりに起因している。警察官は、カメラを装着することで、よりプロフェッショナルな職務執行を心掛ける。また市民も、警察官のカメラに撮影されていると認識することで、より人としてあるべき行動をとるようになる。」と総括している。

また、実験に参加した警察官の一人は、「装着用小型カメラは、警察の武器であると確信した。やがては、撮影した映像が暗号化された上でサーバに保管され、被害者や目撃者の証言を支える客観的証拠として、検察官が自由にアクセスできるようになるのではないか。」という感想を述べている。

筆者は、2014年10月に開催されたIACPの総会に参加した際、講師として招かれていたファーラー氏の話を通じて直接聞く機会があった。そこで同氏は、装着用小型カメラの持つ力について、以下のように述べていた。

「装着用小型カメラには、それを維持するための費用や、市民のプライバシーといった、越えなくてはならない壁がある。しかし、捜査や公判における証拠としての価値、言いがかりのような苦情や裁判に対応するための時間や労力、又はそれに伴う費用を減少させたいと考えるならば、装着用小型カメラを導入するべきだ。装着用小型カメラの導入は、被疑者を有罪判決へと導くだけでなく、警察官に地域のためにより

活動できる時間を与えてくれるだろう。そして、これらは全て町の治安の向上につながっていくのだ。」

小さな都市を管轄する小さな警察組織によるこの試験運用は、警察組織のみならず、米国中で大きな反響を呼んだ。

その結果、後述する NYPD をはじめ、シカゴ市警察、ロサンゼルス市警察といった、米国警察のトップ 3 を含む多くの警察組織が、装着用小型カメラの効果に大きな期待を寄せつつ、その導入を進めている⁴⁸。

第3節 NYPDにおける装着用小型カメラの試験運用

本節では、本稿を執筆している 2015 年 2 月現在においても実施中である、NYPD による装着用小型カメラの試験運用について、その経緯とともに紹介する。

1 試験運用に至る経緯

(1) 連邦地裁による業務改善命令

NYPD が装着用小型カメラの試験運用に至った背景には、二つの要因が大きく影響している。

一つ目の要因は、2013 年 8 月にニューヨークの連邦地裁が NYPD に対して出した業務改善命令である。

同連邦地裁は、NYPD の警察官による職務質問及び所持品検査（通称：ストップアンドフリスク（Stop and Frisk））の適否を巡る訴訟において、「（訴因に係るストップアンドフリスクは）特定の人種を標的とした差別的なもので、不合理な検査を禁止する合衆国憲法修正第 4 条に違反する」という趣旨の判断を示した。

その上で、NYPD に対し、ニューヨーク市内にある 5 つの区⁴⁹の中で、2012 年のストップアンドフリスクの件数が最も多い分署（日本でいう警察署に相当。）をそれぞれ抽出し、それら 5 つの分署で装着用小型カメラの試験的運用を実施することを求めた。

(2) デブラシオ新市長の誕生

二つ目の要因は、2014 年 1 月 1 日に新たにニューヨーク市長に就任したデブラシオ市長の存在である。

連邦地裁が出した違憲判決に対し、当時のニューヨーク市長であったブルームバーグ（Michael Bloomberg）前市長は、「判決（業務改善命令）は夢物語だ」などと厳しく批判して直ちに控訴する意向を明らかにしていた。

⁴⁸ Patch, “Chicago Rolls Out Police Body Camera Pilot Program”, Jan.20,2015
<http://patch.com/illinois/beverly-mtgreenwood/chicago-rolls-out-police-body-camera-pilot-program-0>

⁴⁹ ブロンクス(Bronx)、ブルックリン (Brooklyn)、マンハッタン (Manhattan)、クイーンズ (Queens)、スタテン島 (Staten Island) の 5 区

こうした最中、2013年11月にニューヨーク市長選が行われ、新たにデブラシオ市長が就任することが決まった⁵⁰。

同市長は、選挙キャンペーン期間中から NYPD におけるストップアンドフリスクの廃止を強く主張するなど、NYPD の改革を公約の一つに掲げていた。また、その後の市の控訴により連邦高裁において未だ係属中であったこの訴訟についても、自分が市長になった暁には控訴を取り下げると公約していた。

そして、市長就任から約1か月後の2014年1月30日、同市長は公約どおり市の控訴を取り下げるとを公表した⁵¹。このことは、NYPD にとって、連邦地裁が出した業務改善命令の履行、すなわち、装着用小型カメラの試験運用の実施が確定したことを意味していた。

2 試験運用の具体的方針

(1) 試験運用の時期と実施部署

2014年9月4日、NYPD のトップであるブラットン本部長は、NYPD 警察官による装着用小型カメラの試験的運用について、年内にも実施することを発表した。

その後の発表により、試験運用の開始時期は2015年1月とされていたが、2014年12月3日、デブラシオ市長とブラットン本部長は記者会見を開き、急遽、2日後の12月5日から試験運用を開始すると発表した。ちなみに、この会見の数時間後には、本章第1節で紹介した NYPD 警察官による黒人男性首絞め事案に係る不起訴決定が出されている。

記者会見では、試験運用を実施する部署として、2012年の統計でストップアンドフリスクの件数が各区の中で最も多かった5つの分署、及び低所得者向けの住宅がある地域を専門的に管轄する部署（Housing Bureau）の一部隊が発表された。このうち、スタテン島から選ばれた第120分署は、NYPD 警察官による黒人男性首絞め事案が発生した場所を管轄している。

また、小型カメラを装着する警察官は全部で54名おり、いずれも自ら希望した警察官であることも発表された⁵²。

(2) 撮影の基準

記者会見では、警察官が装着用小型カメラのスイッチをオンにする基準についても説明があった。

⁵⁰ ブルームバーグ前市長は市の条例で4選が禁止されていたために、市長選には出馬していない。

⁵¹ Center for Constitutional Rights, "City of New York and Center for Constitutional Rights Announce Agreement in Landmark Stop and Frisk", Jan.30,2014 <http://www.ccrjustice.org/newsroom/press-releases/city-of-new-york-and-center-constitutional-rights-announce-agreement-landmark-stop-and-frisk-case>

⁵² Gotham Gazette, "Privacy, Storage Questions Loom as NYPD Begins Camera Pilot", Dec.3 2014 <http://www.gothamgazette.com/index.php/government/5455-privacy-storage-questions-loom-as-nypd-begins-camera-pilot>

発表された基準によると、NYPD 警察官は、ストップアンドフリスクを行う際、逮捕行為に着手する際、召喚状を執行する際、被疑者を留置場に留置する際、警察官が有形力を行使する際のほか、事態が急変するなど、現場の警察官が録画の必要性を認めた場合に、装着用小型カメラを作動させることとなっている⁵³。

ブラットン本部長は、記者会見の場において、「他の警察と同様、装着用小型カメラにより、警察官が市民に対する態度を向上させ、市民が事実に対する苦情を思いとどまることを期待する。」と、リアルト市警の試験運用結果を意識したと思われる発言もしている。

3 装着用小型カメラの仕様と映像の保管要領

(1) 採用された2社の装着用小型カメラ

NYPD は、試験運用に当たり2社の装着用小型カメラを採用した。

一つは、リアルト市警が採用したテイザー社が販売する「Axon Flex」という装着用小型カメラである。このカメラは、リアルト市警の時と同様、メガネ、サングラス又は制服の襟などにカメラのレンズを自在に付け替えることができる。

もう一つはVIEVU社の「LE3」という装着用小型カメラで、こちらは胸元に装着するタイプである。

どちらも着用している警察官自身が、手元のスイッチでオン・オフを切り替えることが可能になっている。

(2) 装着用小型カメラの仕様

ここでは、NYPD が採用した2種類の装着用小型カメラのうち、VIEVU 社のLE3の仕様を紹介する。同社がウェブサイト⁵⁴に掲載しているLE3の仕様は、以下のとおりである。

- 寸法：3.0（高）×2.1（幅）×0.85（厚）インチ（約7.6×5.3×2.2cm）
- 重量：2.8オンス（約79グラム）
- バッテリー：リチウムイオン電池使用（取り外し不可）
- 連続撮影時間：最大5時間（付属の予備電池を使用すれば12時間）
- 解像度：1280×720HD（High-Definition：ハイビジョン）映像又は848×480SD（Standard-Definition）映像
- 内蔵メモリー：16GB（取り外し不可）※SD映像で約12時間撮影可
- 撮影スピード：1秒間に30fps（frames per second）
- 耐衝撃性能：10フィート（約3メートル）の高さから固い地面に落とす実験で損傷なしを確認。

⁵³ Daily News, “NYPD’s body camera pilot program to start Friday”, Dec.3,2014
<http://www.nydailynews.com/new-york/nypd-body-camera-pilot-program-start-friday-article-1.2031875>

⁵⁴ http://storage.viewu.com/Cameras/LE3/LE3_Detailed_Specifications.pdf

- 完全防水（水中撮影は不可）
- 夜間撮影機能搭載

なお、NYPD が VIEVU 社に支払った額は不明であるが、同社のウェブサイトによれば、3年間の継続利用を前提とした場合、1台当たり月 25 ドル（1ドル 120 円換算で 3,000 円）から購入できる。



LE3の外観（左：表側 右：裏側）

レンズの下にある蓋部分を上下させることで、ON/OFFの切り替えが可能。

裏側のクリップを使って制服等に装着する。

写真はVIEVU社（LE3）ウェブサイトより

http://storage.viewu.com/Cameras/LE3/LE3_Detailed_Specifications.pdf

（3）撮影された映像の保守管理

警察が装着用小型カメラを使用するに当たっては、その職務の性質上、装着用小型カメラの性能よりも撮影された映像の保守管理が重要となる。

この点、LE3で撮影された映像データの保守・管理においては、幾重ものセキュリティ対策機能が搭載されている。

まず、警察官が映像を撮影すると、映像データには撮影日時とロゴマークが自動的に挿入される機能が搭載されている。これは、映像データの偽造・変造を防ぐことを目的にしている。

映像データの転送方法についても、同様にセキュリティ対策が徹底されている。

警察官は、一日の勤務を終えて分署に戻った後、USBを使って分署に設置された指定のパソコンにLE3を接続し、専用に開発されたVIEVU社のソフトウェア

を介して映像データを転送する。その後、映像データを管理する専用データベースに映像の説明書きなどを加え、転送作業を終了する。

転送された映像データは、暗号化された上で、原則として3年間、専用のクラウドサーバーに保管される。保管後に誰かが映像データへアクセスした際には、その履歴は全て記録される。

また、VIEVU社によると、NYPDが利用するLE3には「VidLock」という映像データの流出を防止する機能が搭載されている。この機能により、割り当てられたデバイス以外に映像データを転送することが不可能になるという。

そのため、仮に警察官が何者かに装着用小型カメラを強奪されたとしても、犯人が自宅のパソコンで映像データを視聴することや、YouTube等のサイトに投稿することを防ぐことができる。また、警察官自身が、当該データを私物のパソコン等に接続して、いたずらにファイルを転送するといった不祥事案を未然に防ぐことも期待できる^{55 56}。

4 試験運用の行く末

本稿を執筆している2015年2月現在でも試験運用は続いており、これまで特に大きな問題点等は聞こえてこない。

試験運用の期間が3か月とされているため、同年3月末頃には、NYPDから何らかの形で試験運用に係る結果報告が出されるものと思われる。

米国最大の警察組織であるNYPDが、装着用小型カメラの導入についてどのような結論にたどり着くのか、全米中の警察組織が今まさに注目している。

⁵⁵ Brooklyn Ink, “Cops and Their New Cameras: a Q&A”, Dec.18,2014
<http://thebrooklynink.com/2014/12/18/54320-cops-and-their-new-cameras-a-qa/>

⁵⁶ Co.LABS, “How Do Those Police Body Cameras Work Anyway?”, Aug.28,2014
<http://www.fastcolabs.com/3034984/how-do-those-police-body-cameras-work-anyway>

第3章 ソーシャルメディア及び装着用小型カメラに対する考察

第1節 警察活動におけるソーシャルメディアの利点と問題点

1 ソーシャルメディアの利点

警察活動におけるソーシャルメディアの利点としては、①伝達力、②拡散力、③双方向性の3点が挙げられる。

(1) 伝達力

市民の生命にかかわるような緊急の事態が発生し、情報を直ちに発信したい場合には、ソーシャルメディアの伝達力が遺憾なく発揮される。

数あるソーシャルメディアの中でも、特に Twitter は伝達力に優れており、発信者がその気になれば、10秒足らずで情報を発信することもできる。

また、第1章第3節で紹介したボストンマラソン爆弾テロ事件では、事件直後、回線の混雑により携帯電話がほとんど通じない状態になったという。インターネットへの接続環境という大前提はあるが、Twitter をはじめとするソーシャルメディアであれば、いつ、どこでも、情報の発信が可能である。

実際、日本でも、東日本大震災の発生後には携帯電話がほとんどつながらず、携帯メールの送受信も思うようにできなかった。そのため、情報発信・収集の代替手段として Twitter が広く活用されたことは良く知られている⁵⁷。

このほか、これまではマスメディアの専売特許だった映像による伝達も、YouTube をはじめとするソーシャルメディアの登場により、誰もが容易にできるようになった。

第1章第2節で紹介したリッチモンド市警察の「Officer of the Month」は、一人の警察官の素顔にスポットライトを当て、積極的に外部へ配信するという手法であるが、正にソーシャルメディアの特長である映像による伝達力を活かした取組と言えよう。

IACP のアンケート結果にもあるように、ソーシャルメディアは市民への情報発信活動と特に相性が良い。ソーシャルメディアの伝達力は、いずれは警察における情報発信の在り方そのものを、大きく変化させることになるであろう。

(2) 拡散力

重要未解決事件や指名手配被疑者に関する捜査情報はもちろん、地域で発生している最近の犯罪傾向といった防犯情報や、週末に開催されるイベントに伴う交通規制情報のように、警察には市民に広く知ってもらいたい情報が数多く存在する。そ

⁵⁷ 佐々木智也、「拡大を続ける Twitter の震災における活躍と今後の展望」、『AD STUDIES Vol.36』、2011年 http://www.yhmf.jp/pdf/activity/adstudies/vol_36_01_04.pdf

⁵⁸ NHK、「NHK『かぶん』ブログ：震災と携帯電話・調査結果をまとめました」2011年5月30日 <http://www9.nhk.or.jp/kabun-blog/600/83973.html>

うした情報を発信する上では、ソーシャルメディアの持つ拡散力が極めて有効である。

テレビのニュースや新聞といった今までの媒体では、そのニュースや記事を見て（読んで）いる市民にしか情報を届けることができない。しかしながら、ソーシャルメディアで情報を発信することにより、「この情報はもっと広めるべきだ」と判断した受信者が Facebook の「いいね！」や Twitter のリツイートを押すことで、情報の二次拡散を期待できる。

また、たまたま A さんがある情報を見逃していたとしても、その友人である B さんが「いいね！」をすることで、A さんに再度その情報を伝えることもできる。

ソーシャルメディアの拡散力は、情報の受信者が、たった 1 回のクリックで情報の発信者が変われるという点がその根源である。

情報が二次的、三次的と拡散し続けることで、その情報に対する市民の関心はより高まる。その結果、警察にとって有益な情報が市民からもたらされることも期待できよう。

（3）双方向性

筆者は、2014 年 10 月に開催された IACP の総会に出席した際、米国の現役警察官を講師とする「警察におけるソーシャルメディアの活用方法」についての講演を聴講した。

その中で、「ソーシャルメディアの活用というのは、一方的に情報を発信すれば良いというものではない。発信した情報に対する意見・感想に耳を傾けて、はじめてソーシャルメディアを『活用』していると言えるのだ。」という話があった。

確かに、ソーシャルメディアが登場するまでの時代、情報というものは発信者から受信者に向けて一方通行的に届けられてきた感がある。しかし、ソーシャルメディアの持つ双方向性により、情報の受信者が発信者に向けてボールを投げ返すことができるようになった。つまり、警察が発表した内容についても、市民がどう感じているのか、生の声を聞くことができるのである。

この双方向性は、ソーシャルメディアの中でも特に Facebook で活かされている。第 1 章第 1 節で紹介した IACP のアンケート結果にもあるように、米国警察で最も使われているソーシャルメディアは Facebook である。

Facebook には、記事を拡散するための「いいね！」や「シェア」機能のほか、掲載された記事にコメントを付す機能がある。誰かが付したコメントは、E メールとは違って第三者にもその内容が表示される。そのため、警察が配信した記事の内容について、意見の異なる市民同士が Facebook 上で討論をするような場面も見受けられる。

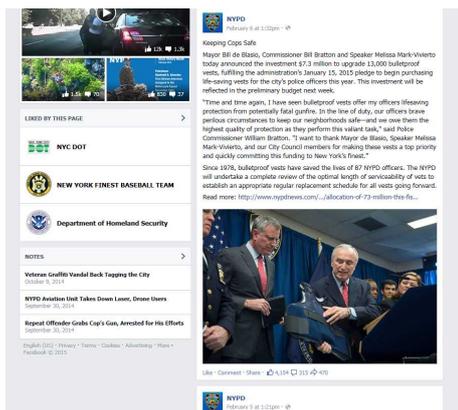
次頁の画像は、NYPD の Facebook⁵⁹に投稿された、デブラシオ市長とブラット

⁵⁹ NYPD Facebook <https://www.facebook.com/NYPD>

ン本部長が警察官用の新型防弾チョッキについて報道発表した時の記事である。

2015年2月6日に投稿されたこの記事には、その約1週間後の時点で4,154件の「いいね！」が押され、315件ものコメントが市民から寄せられている。

こうしたコメントには当然賛否両論あるが、広く市民の意見に耳を傾けることを可能とするソーシャルメディアの双方向性は、警察にとっても大きな利点であると考えられる。



デブラシオ市長とブラットン本部長が、警察官用の新型防弾チョッキを発表した時のFacebook記事

2 ソーシャルメディアの問題点

反対に、警察活動におけるソーシャルメディアの問題点には、①情報の不正確性、②匿名性、③荒らし行為、④非利用者の存在の4点が挙げられる。

(1) 情報の不正確性

誰もが気軽にかつ素早く情報を発信できるというソーシャルメディアの特長は、その一方で、事実の確認が未熟なままに情報を発信してしまうというリスクを孕んでいる。

個人から投稿された情報はもちろんのこと、ボストンの爆弾テロ事件の時のように、プロであるはずのマスメディアでさえも誤った情報を発信してしまうことが起こり得る。

そして、一度ソーシャルメディア上に不正確な情報が流れると、先に述べた拡散力と相まって、多くの人々を混乱に落とし入れることになる。

警察では、マスメディアとは違い、他の競合組織と先を争って情報を発信するような場面はあまり考えられない。したがって、ソーシャルメディアで情報を発信する際には、十分な時間をかけて情報の正確さを吟味する必要がある。

また、市民等から発信された情報については、あくまで端緒として捉え、安易に鵜呑みにすることのないよう留意するべきであろう。

(2) 匿名性

現在利用されているソーシャルメディアの多くは、実名を使うことなくアカウントを作成することができる。規約上では実名によるアカウントの作成を義務付けている Facebook⁶⁰でも、これを無視して偽名のアカウントを作成することは事実上可能である。

アカウントの匿名性には、投稿する記事の内容について、人間をより無責任にする傾向がある。投稿する内容に責任感を持たないばかりか、時として、わざと悪意に満ちた内容を投稿することも考えられる。

このことは第1章第2節で紹介した NYPD の失敗事例を見ると良く分かる。

NYPD の失敗事例から学ぶべきことは、警察がソーシャルメディアを活用する場合、投稿の内容を相手（市民）側に全て委ねるのはリスクが大きいということである。

時には市民を取り締まる立場にある警察が、その市民に向かって「どうぞ自由に意見を書いて下さい。」と呼びかけることは、誰もが気軽に参加できるソーシャルメディアの特徴と相まって、非建設的な結果を招く可能性が高い。特に NYPD のような世界的にも有名な組織となれば、なおさらである。

（3）荒らし行為

匿名性から派生するものとして、特定の個人、組織を卑下するコメント等を繰り返して投稿する、いわゆる「荒らし行為」がある。職務の性質上、警察は荒らし行為の対象になりやすく、米国警察の Facebook にも、そういった内容が投稿されることがしばしばある。

先にも述べたが、Facebook に投稿されたコメント等は第三者も閲覧できる。不適切な内容についても例外ではなく、そうしたコメント等により他の利用者に不快感を抱かせてしまう。

NYPD をはじめ米国警察の多くは、自らの Facebook において、不適切な記事については削除することがある旨を明示している⁶¹。

ソーシャルメディアも社会の一つであり、そこには一定の秩序が求められる。警察は、荒らし行為をネット上の戯言と放置するのではなく、毅然とした姿勢を示すことで、善良な市民が安心して意見を述べ、又は閲覧することのできる環境を維持する必要があるだろう。

（4）非利用者の存在

ソーシャルメディアとは、あくまで情報伝達のためのツールに過ぎない。したがって、そのツールを所持していない者に対しては、当然にその情報を伝えることができない。テレビでいくら情報を流したところで、テレビを持っていない人に情報

⁶⁰ Facebook “Statement of Rights and Responsibilities”
<https://www.facebook.com/legal/terms>

⁶¹ NYPD Facebook “about NYPD” https://www.facebook.com/NYPD/info?tab=page_info

が届かないのと同じである。

米国の警察がソーシャルメディアの中で最も利用している Facebook を例に取ってみても、米国内における利用率は約 58%に留まっている⁶²。つまり、仮に米国内の全ての Facebook 利用者がその情報を見ていたとしても、残りの約 42%には全く情報が届いていないことになる。加えて、ソーシャルメディアの利用率は、一般的に年齢層が上がるにつれて低くなる傾向がある⁶³。

冒頭に述べたように、警察の責務とは、個人の生命、身体、財産を保護することである。そのための情報発信活動は必要であるが、これを利用者が限定されるソーシャルメディアだけで賄うことはできない。

高齢者世代のような、一般的にソーシャルメディアの使用頻度が低い世代に対しては、その世代に合わせた情報発信活動が必要になることを忘れてはならない。

第2節 装着用小型カメラの導入に立ちはだかる二つの壁

1 資金の調達

装着用小型カメラの効果については、第2章第2節で紹介したリアルト市警の事例のほか、いくつかの自治体警察でも実証されている。

例えば、アリゾナ州にあるメサ警察では、2012年10月から1年にわたって装着用小型カメラの試験運用を行ったところ、警察官の有形力行使に対する苦情件数が約75%減少するとともに、カメラを装着していなかった警察官に対する苦情件数は、カメラを装着していた警察官と比べて約3倍になったという試験結果が出ている⁶⁴。

当初は、警察官が委縮するのではないかとも言われた装着用小型カメラであるが、今日では、刑事公判等における客観的証拠としての役割、警察官及び市民の双方における自制心の向上、苦情等に対する説明責任の履行、及び職務執行における透明性の確保といった、警察の武器と呼べるだけの効果がいくつもあるということが周知されてきた。

その反面、やはり問題となってくるのは、個々の警察官に配布する装着用小型カメラそのものや、充電機や映像を保存する記憶装置といった、設備面に生じる資金をどうやって調達するかであろう。

米国警察では、民間企業との連携を図ることでこの問題を解決している。

第2章第2節でも紹介したように、リアルト市警の試験運用では、装着用小型カメラからそのデータを管理するソフトウェアに至るまで、民間企業であるテイザー社が

⁶² AUN CONSULTING, Inc. 「世界 40 カ国のフェイスブック (facebook) 人口推移 2014 年 9 月」 <http://www.globalmarketingchannel.com/press/survey20140910>

⁶³ 総務省情報通信政策研究所「平成 25 年 情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」
http://www.soumu.go.jp/iicp/chousakenkyu/data/research/survey/telecom/2014/h25mediariyou_3report.pdf

⁶⁴ Police Executive Research Forum, Community Oriented Policing Services, “Implementing a Body-Worn Camera Program: Recommendations and Lessons Learned”, 2014, <http://www.justice.gov/iso/opa/resources/472014912134715246869.pdf>

提供している。

また、NYPD の試験運用では、費用の約 6 万ドル（1 ドル 120 円換算で約 720 万円）を、民間会社や一般市民からの寄付によって設立された非営利団体（New York City Police Foundation）が負担している⁶⁵。

これらの事例からは、米国警察が日頃から積極的に民間企業との連携を図っている実態が浮かび上がってくる。こうした連携を実現するには、警察と民間企業の双方にとってウィンウィン（Win-Win）の関係を作り出すための綿密な計画と、普段から地道な情報発信を続けることで、警察活動に対する理解を積み重ねていくことが肝要である。

2 プライバシーへの影響

装着用小型カメラを導入する上で警察が越えなければならないもう一つの壁は、被撮影者たる市民のプライバシーへの影響について、どのように折り合いをつけるかという点である。

このことに関し、IACP は、装着用小型カメラの導入に当たっては、事前に各警察組織において明確な指針を設けた上で、これを公開して市民の理解を得ることが肝要であると提言している⁶⁶。

また、IACP は、独自にモデル指針を作成して、これを会員に向けて公開している。IACP がそのモデル指針において盛り込んでいる事項は、主に以下の点である。

- ① 装着用小型カメラを導入する理由
- ② 小型カメラを装着する警察官の部署
- ③ 警察官が録画のスイッチをオンにする基準
- ④ 録画に際しては、可能な限り、その旨を相手に告げなければならないこと及びその例外
- ⑤ 被撮影者は、撮影の現場において、録画映像を閲覧することができないこと
- ⑥ 録画された映像の利用目的及び利用方法
- ⑦ 録画された映像の保管要領及び保存期間
- ⑧ 保存された映像へのアクセス権者

IACP が提言しているとおり、装着用小型カメラを本格的に導入する場合には、その実施に先立って明確な指針を設け、これを公開することで市民の理解を得るべきで

⁶⁵ VERGE, “New York police officers to start testing body cameras this week”, Dec.3,2014 <http://www.theverge.com/2014/12/3/7327035/new-york-police-officers-to-start-wearing-body-cameras>

⁶⁶ IACP, “IACP National Policy Summit on Community-Police Relations: Advancing a Culture of Cohesion and Community Trust”, Jan.2015, 23P http://www.theiacp.org/Portals/0/documents/pdfs/CommunityPoliceRelationsSummitReport_web.pdf

きあろう。

なぜなら、警察官の装着用小型カメラによる撮影は、特に米国の大都市で良く見掛ける街頭の防犯カメラと同様、少なからず市民のプライバシーに影響を及ぼすものであり、警察が独断専行で導入するとかえって市民からの反発を招く恐れが大きいからである。

また、警察官による装着用小型カメラでの撮影行為は、治安の維持という公共の福祉に資することを目的として行うものであるから、それによって生じるプライバシーへの影響に関しては、双方を比較衡量してその適否を検討しなければならない。

現在のところ、米国では、警察官に小型カメラを装着させるべきだという意見が圧倒的に多く、警察自身もその方向に進みつつある。しかしながら、その導入が一段落すれば、今度は「装着用小型カメラで市民を撮影する行為は、市民のプライバシーへの侵害であって違憲（違法）である。」という声が上がることが予想される。

そうした事態に備えるという面でも、警察は、明確な運用指針を開示するとともに、その導入後は、装着用小型カメラによる成果を広く市民にアピールし続けることが重要であろう。

市民のプライバシーへの影響という壁を越えるための鍵は、その市民の安全に装着用小型カメラがどれだけ貢献しているのかという、客観的事実の積み重ねにある。

第3節 結びに代えて

1 テーマについて

2013年4月2日、筆者は初めてアメリカ大陸の地を踏んだ。それから約2年にわたり、(一財)自治体国際化協会ニューヨーク事務所(以下「ニューヨーク事務所」という。)の職員として勤務する機会を得た。

赴任当初は、初めての海外勤務ということもあり、言葉の壁はもちろんのこと、文化や価値観の違いに戸惑うことが多かった。しかしながら、今こうして任期の満了を目前に控えてみると、そうした文化や価値観の違いがあったからこそ、これまで見えてこなかった日本の姿に気付くことができたと感じている。

本稿は、そうした米国勤務における成果の一つとして、執筆したものである。

執筆に当たり決めていたことは、2年間の米国勤務を通じて見聞した情報のうち、日本の警察ではあまり馴染みがなく、かつ、日本の警察にとっても有益だと感じたテーマを取り上げることであった。筆者は、今もなお、米国で成功を収めている仕組みの全てが、そのまま日本にも当てはまるとは思っていない。だからこそ、「日本でも生きる情報かどうか」という点には強くこだわったつもりである。

そうした観点から題材を探し続けた結果、米国警察における「ソーシャルメディア」と「装着用小型カメラ」にたどり着いた。

また、筆者が現在勤務している(一財)自治体国際化協会は、文字どおり日本の地方自治体のために設立された組織である。そのため、可能であれば警察だけではな

く、地方自治体にとっても有益なテーマにしたいという思いがあった⁶⁷。

本稿をご覧下さった地方自治体関係者の中で、一人でも参考になると感じて下さった方がいたとしたら、大変嬉しく思う。

2 日米間における価値観の違い

さて、本稿で取り上げた「ソーシャルメディア」と「装着用小型カメラ」であるが、技術的な面に限って言えば、日本の警察でも導入を進めることは容易であろう。

事実、一部の日本の警察組織においては、既に Twitter や Facebook の活用が始まっており、その成果にも徐々に注目が集まっている⁶⁸。

ところで、本文中では触れずにいた日米間における価値観の違いについて、ここで一言述べておきたい。

米国社会が、こうした最新の IT を積極的に採用できる背景には、失敗するリスクよりも成功するメリットを優先し、例え失敗しても、誰かに責めを負わせることよりも再挑戦を促すことを考えるという、米国の価値観が大きく影響していると思われる。

例えば、第1章第2節で紹介した NYPD の Twitter が炎上したという事例では、報道によると、職員の誰もが個人責任を問われていない⁶⁹。

また、あのような騒ぎが発生した場合、通常、組織のトップは余計なコメントを出さずに事態の沈静化を図ろうとしがちである。ところが、NYPD のブラットン本部長は、最初の会見から一貫して「大した問題ではない」との強気の姿勢を崩さなかった。そればかりか、周囲の騒ぎを逆手に取り「NYPD は批判的な意見にも積極的に耳を傾ける懐の広い組織である」というイメージ作りに世間を誘導していった。

ブラットン本部長の一連の対応は、一時の失敗にくよくよせず、常に成功に目を向けて前に進もうとする米国人の価値観を正に体現するものであり、不測の事態が発生した際のトップ対応の在り方という面でも、大いに参考となる。

知らず知らずのうちに失敗しない、恥を欠かないことを優先し、どこかで失敗が起きるとその責任は誰にあるのかと追及してしまいがちな日本人の一人としては、同本部長の対応がとても新鮮で、素直に見習うべきだと感心した次第である。

3 NYPD 等への謝意

こうした日本人と米国人の根本的な価値観の違いは、2年間の米国勤務で知り合った多くの米国人、とりわけ警察官から話を聞いている時に幾度となく感じた。

⁶⁷ 地方自治体の職員が装着用小型カメラを装着しながら勤務することは考えにくいですが、カメラがもたらす自己意識の向上という効果を活用することで、滞納の取り立てや窓口対応に従事する職員の安全確保、又は苦情対応の軽減を図ることができると考える。

⁶⁸ 「ツイート捜査展開中」『朝日新聞』2015年2月1日朝刊。

⁶⁹ DAILY NEWS “Commissioner Bill Bratton on #myNYPD disaster: ‘I kind of welcome the attention’”, Apr. 23, 2014
<http://www.nydailynews.com/new-york/nyc-crime/no-blamed-mynypd-debacle-sources-article-1.1766121>

ところで、筆者が勤務したニューヨーク事務所は、その所在地であるマンハッタンを管轄するニューヨーク市警（NYPD）と、長年にわたって良好な関係を維持している。私もこの NYPD を通じて、米国警察の様々な取組を勉強させてもらうことができた。

特に、昨年（2014年）10月末まで NYPD のナンバー2であったラファエル・ピネイロ（Rafael Pineiro）前副本部長、その後任であるベンジャミン・タッカー（Benjamin Tucker）副本部長、また、常に NYPD 側の窓口となってくれたベルナルド・ピスティリ（Bernard Pistilli）刑事の存在なくしては、本稿を完成させることはできなかった。この場を借りて深く御礼を申し上げる。

また、2014年11月にボストン市警を訪問した際には、同市警のトップであるウィリアム・エバンス（William B. Evans）氏から直々に、ボストンマラソン爆弾テロ事件の話聞かせていただいた。折しも、ファーガソン黒人青年射殺事案における大陪審決定の発表が見込まれる不安定な情勢の中で、筆者のために時間を割いてくれた同氏には大変感謝している。

最後に、米国警察との連絡調整や引用資料の翻訳作業等において、英語力のない筆者をいつもサポートしてくれたニューヨーク事務所の現地スタッフである、セス・ベンジャミン（Seth Benjamin）、マシュー・ギラム（Matthew Gillam）の両氏をはじめ、2年間にわたって筆者を指導してくれたニューヨーク事務所の上司、同僚に対し、心から感謝を申し上げたい。

4 結語

2014年における訪日外国人観光客が過去最多の1,341万人を記録するなど⁷⁰、今日の日本では、以前にも増して海外の常識や価値観を踏まえた対応が求められている。また、2020年には東京オリンピックの開催も控えており、今後、さらに多くの外国人が日本を訪問することになるであろう。

こうしたさらなる国際化の波は、日本の警察にも否応なしに押し寄せてくる。その波に飲み込まれないためにも、日頃から米国をはじめとする海外警察の最新事例を研究し、日本の実情に応じた形でその実用性を検討し続けることは、大いに意味のあることだと思う。わずか2年間の米国滞在ではあったが、ここで学んだことを帰国後の仕事に役立てることで、少しでも還元できれば幸いである。

本稿が、ほんの少しでも日本の警察や地方自治体のお役に立ち、その結果、世界に誇るべき日本の治安のさらなる向上に貢献できるのであれば、これに勝る喜びはない。

⁷⁰ 日本政府観光局「訪日外客数の動向」

http://www.jnto.go.jp/jpn/reference/tourism_data/visitor_trends/

【参考文献】

池上 彰（2005年）『そうだったのか！アメリカ』集英社
国家公安委員会・警察庁編（2014年）「平成26年版 警察白書」ぎょうせい
Rudolph W. Giuliani（2003年）『LEADER SHIP』楡井浩一訳、講談社

【参考ウェブサイト】

IACP <http://www.theiacp.org/>
警察庁（警察白書）<http://www.npa.go.jp/hakusyo/index.htm>
警視庁 <http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/>
リッチモンド市警察 <http://www.richmondgov.com/Police/index.aspx>
ニューヨーク市警察 <http://www.nyc.gov/html/nypd/html/home/home.shtml>
（同上 Twitter） <https://twitter.com/nypdnews>
（同上 Facebook） <https://www.facebook.com/NYPD>
ボストン市警察 <http://bpdnews.com/>
（同上 Twitter） <https://twitter.com/bostonpolice>
（同上 Facebook） <https://www.facebook.com/BostonPoliceDepartment>
FBI <http://www.fbi.gov/>
FBI ボストン支部 <http://www.fbi.gov/boston/boston>
リアルト市警察 <http://www.rialtopd.com/>
テイザー社 <http://www.taser.com/>
VIEVU 社 <http://www.viewu.com/>

【執筆者】

一般財団法人自治体国際化協会ニューヨーク事務所 所長補佐 松重 直也